

令和2年第3回東大和市議会定例会会議録第12号

令和2年9月4日（金曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
4番	実川圭子君	5番	森田真一君
6番	尾崎利一君	7番	上林真佐恵君
8番	中村庄一郎君	9番	根岸聡彦君
10番	木下富雄君	11番	森田博之君
12番	蜂須賀千雅君	13番	関田正民君
14番	和地仁美君	15番	佐竹康彦君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	東口正美君	19番	中間建二君
20番	大川元君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（37名）

市長	尾崎保夫君	副市长	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	阿部晴彦君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	鈴木菜穂美君
学校教育部長	田村美砂君	学校教育部参事	佐藤洋士君
社会教育部長	小俣学君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君
行政管理課長	木村西君	財政課長	鈴木俊也君

保険年金課長 岩野秀夫君
地域振興課長 石川正憲君
保育課長 関田孝志君
青少年課長 石川博隆君
福祉部副参事 石嶋洋平君
健康課長 志村明子君
都市計画課長 神山尚君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
社会教育課長 高田匡章君
中央図書館長 當摩弘君

産業振興課長 小川泉君
子育て支援課長 新海隆弘君
子育て支援部
副参事 榎本豊君
福祉推進課長 嶋田淳君
生活福祉課長 川田貴之君
ごみ対策課長 中山仁君
建築課長 中橋健君
学校教育部
副参事 富田和己君
中央公民館長 佐伯芳幸君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第 1

午前 9時30分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、7番、上林真佐恵議員を指名いたします。

〔7番 上林真佐恵君 登壇〕

○7番（上林真佐恵君） おはようございます。議席番号7番、上林真佐恵です。通告に従いまして一般質問を行います。

1、コロナ禍の下での乳幼児の子育て支援について。

①乳幼児健診や予防接種、両親学級などの現状と今後の課題は。

②保育園、幼稚園に対する支援の現状と今後の課題は。

③保育士への支援や代替保育についての検討状況と今後の課題は。

2、子供の虐待について。

①当市における新型コロナウイルス感染症の影響による子供の虐待についての市の認識は。

②今後の課題は。

3、学校教育について。

①少人数学級の実現と学校統廃合の計画について。

ア、少人数学級の必要性に対する市の認識は。

イ、学校統廃合の計画の進捗状況と今後の課題は。

②GIGAスクール構想について。

ア、GIGAスクール構想の目指す教育の在り方についての市の認識は。

イ、進捗状況と今後の課題は。

③教員の労働環境について。

ア、新型コロナウイルス感染症対策の現状と今後の課題は。

イ、変形労働時間制についての検討状況は。

④学校体育館エアコンについての進捗状況と今後の課題は。

4、学童保育所について。

①民間委託による影響について。

ア、保育内容の現状と今後の課題は。

イ、職員体制の現状と今後の課題は。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行います。どうぞよろしくお願いたします。

〔7番 上林真佐恵君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、乳幼児健診等の現状と今後の課題についてであります。緊急事態宣言により休止しておりました乳幼児健診及び両親学級等の母子保健事業につきましては、市内医療機関での個別方式による実施、また保健センターにおいて3密防止などの感染対策を講じた上で集団方式による実施を再開しております。

定期予防接種につきましては、休止等事業内容の変更は行わず、個別方式による実施を継続しております。

今後の課題につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止、また乳幼児の保護者の方の新型コロナウイルス感染症に対する不安等の軽減を図りながら、乳幼児の健全育成に重要である母子保健事業及び定期予防接種を適切に実施していくことであると考えております。

次に、保育園・幼稚園に対する支援の現状と今後の課題についてであります。保育園・幼稚園に対する支援につきましては、消毒液やマスクなどの配布を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する経費に対する補助金交付の準備を進めているところであります。

課題につきましては、感染拡大防止対策として消毒や換気の徹底を実施し、適切な保育サービスの提供に取り組んでいるところでありますが、家庭内感染が増加傾向にある中、施設内における集団感染の防止対策が課題であると考えております。

次に、保育士への支援や代替保育の検討状況と今後の課題についてであります。保育士への支援につきましては、国の方針に従い、平常時と同等の賃金を保障できるよう運営費の支出を行ってまいりました。

代替保育の検討及び課題につきましては、東京都のベビーシッター利用支援事業の活用を想定した検討をしておりますが、感染拡大の状況によっては、日常生活や社会的機能を維持するために必要な業務を行うエッセンシャルワーカーなどに対する保育サービスの提供が困難となることが課題であると認識しております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響による子供への虐待の認識についてであります。新型コロナウイルス感染症の拡大による収入の減少や失業等に伴う生活困窮、外出自粛によるストレス等が児童虐待の要因となり得るものであると認識をしております。

次に、今後の課題についてであります。子ども家庭支援センターにおける新規の虐待取扱件数は、平成31年度に比べ増加傾向にあります。

課題につきましては、外出自粛中の家庭内の生活の中で虐待が生じ、自粛が解除された後も家庭内で潜在化している可能性がありますことから、そのような状況にある家庭の実態把握が課題であると考えております。

次に、少人数学級と東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針並びに東大和市立小・中学校再編計画についてであります。少人数による丁寧な指導は学力の向上等に効果的であると認識しております。これまでも市長会を通じて東京都に対し、少人数指導の充実に向けた環境整備として教職員の配置や施設等の整備の財政措置について要望しているところであります。

東大和市立学校の適正規模及び適正配置などの方針並びに東大和市立小・中学校再編計画につきましては、7月29日に開催した教育委員会において承認されましたことから、今後の取組について各学校での説明会等が必要であると考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、GIGAスクール構想についてであります。GIGAスクール構想の目指す教育の在り方につきましては、児童・生徒1人1台コンピューター等のICT環境を整備し、東大和市の未来を支える全ての子供たちの学びを保障してまいりたいと考えております。

今後は、令和2年度末までに1人1台コンピューターとネットワークの整備を確実に進めるとともに、その

活用方法等についての検討を進めてまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、教員の労働環境についてであります。市内小中学校における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインに基づき、各学校において校内環境の整備や児童・生徒への指導を行っております。

今後は、感染症対策の徹底と教員の負担軽減が必要であると考えております。

1年単位の変形労働時間制につきましては、国から令和2年7月に本制度の活用等に関する通知があり、現在東京都の動向を注視しているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校体育館の空調設備の設置についてであります。工事の進捗状況につきましては順調に進んでいるところであります。

児童・生徒の教育環境及び災害時の避難所としても快適な環境の下、施設が利用できることは大変重要でありますことから、引き続き施設の快適な環境整備に取り組んでまいります。

詳細につきましては、教育委員会からお願いいたします。

次に、学童保育所の運營業務委託についてであります。市では、令和2年4月から民間事業者ならではの独自性と創意工夫によるサービスを提供し、保育の質の確保及び向上を図ることを目的として、公設学童保育所11か所の運營業務を民間事業者に委託しました。

委託による新たなサービスの内容といたしまして、学習支援や長期休業中の昼食の提供、多様な体験活動、事業者の組織規模を生かした研修等の充実による職員の質の確保などの取組を進めております。

職員体制につきましては、東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく人員配置による運営をしております。

課題につきましては、児童及び職員の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を受託事業者等との緊密な連携と情報共有体制の徹底により実施し、適切な保育サービスの提供に取り組んでいるところでありますが、家庭内感染が増加傾向にある中で、施設内における集団感染の防止対策が課題であると考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 少人数学級と東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画についてであります。市におきましても、35人以下の少人数による丁寧な指導は、個々に応じたきめ細やかな指導の充実など効果があるものと認識しております。

これまでも、教育長会を通じて東京都教育委員会に対し小・中学校全学年35人以下の学級編成についての検討を要望してまいりました。引き続き、市長会や教育長会を通じて要望してまいります。

東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画の進捗状況と今後の課題についてであります。7月29日に開催した教育委員会において承認され、市民の皆様に対しましては市報や市公式ホームページで公表を行ったところであります。

今後につきましては、計画の進行についての説明会などを実施し、各学校や地域の皆様の協力を得ながら計画の進行を図り、児童・生徒にとってより良い教育環境の確保に努めていく必要があると考えております。

次に、GIGAスクール構想についてであります。1人1台コンピューターの学習環境と、これまで蓄積

された教育実践との融合を図り、これからの時代を生きる子供たち一人一人の資質や能力を向上させていくことを目指しております。

進捗状況につきましては、1人1台コンピューターの購入契約につきまして今議会で御承認をいただいたところであります。今後は、情報通信ネットワーク環境整備の実施設計を進めてまいります。

今後の課題としましては、教員のICTを活用した学習指導力の向上や日常的な授業場面におけるICT活用についての支援が必要であると認識しております。

次に、教員の労働環境についてであります。新型コロナウイルス感染症対策として、感染のリスクを低減するために学校運営上取るべき指針として東大和市立小・中学校版感染症予防ガイドラインを作成しております。各学校におきましては、本ガイドラインを基に消毒作業や換気といった校内環境の整備、手洗いや咳エチケットの励行など児童・生徒への指導に努めております。

今後の課題としましては、引き続き感染症対策を徹底するとともに、新型コロナウイルスの影響によって新たに負荷されている業務への負担軽減が必要であると考えております。

1年単位の變形労働時間制につきましては、令和2年7月に国から本制度の活用などに関する事項が通知されました。今後は、本制度に関する具体的な進め方などが東京都から示されるものと認識しております。したがって、現時点においては当市における本制度の導入に向けた具体的な検討は行っておりません。

次に、学校体育館の空調設備の設置についてであります。工事の進捗状況につきましては、全ての学校で順調に進んでおり、空調設備が設置できた体育館から直ちに使用できるよう事務手続など適宜対応してきたところであります。現在は工事で設置した全ての空調設備が使用できる状態となっております。

リース方式の小学校2校につきましても、できるだけ早く使用できるよう引き続き取り組んでまいります。

今後の課題としましては、適切な教育環境の確保などでございます。体育館内の温度管理とともに、コロナ禍における換気の実施など適切な教育環境の維持に努めてまいります。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1番のコロナ禍の下での乳幼児の子育て支援について、まず乳幼児健診や予防接種、両親学級などの現状と今後の課題について伺います。

健診を休止していた期間があったということですが、健診の受診率について昨年の同月との比較を教えてください。

○健康課長（志村明子君） 乳幼児健診のうち、1歳6か月、3歳、5歳の3つの健診は令和2年4月の第3週から7月まで休止し、8月から1歳6か月健診を個別方式に変更し、3歳・5歳健診は1回当たりの人数を減らして集団方式で再開しております。3～4か月健診は4月の第3週から個別方式に変更し実施しております。

3～4か月健診の4月から7月までの受診者数は200人となっており、集団健診の6回分として換算した場合の受診率の推計は83.3%となっております。令和元年度の集団健診6回分までの受診者数は160人で、受診率は84.2%でありました。このことから、個別化による受診率の低下は現時点では少ないものと考えております。

1歳6か月健診は8月から個別方式で実施しており、医療機関からの報告が約1か月後となりますことから、今後受診状況について把握してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 若干少なくなっていますけれども、休止の時期もありましたので、これから追いついていけるように市としてもよろしく願いいたします。

それから、健診再開後も健診を控える医療機関、控えるっていうような方もあるかと思うんですけども、その後、再開後に必要な時期に皆さん健診を基本的には受けられているっていうふうに、市はどのようにその辺認識をしてるのか教えてください。

○健康課長（志村明子君） 3～4か月健診の受診状況では、令和元年度とほぼ同じ受診率となっておりますことから、健診を受ける適切な時期に受診していただいているものと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 引き続き健診が必要な時期に受けられるようにサポートをお願いします。

それから、個別健診で医療機関で受けることによって、健診を受けてない御家庭に対する後追いというか、そういうものをどういうふうにされているのか伺います。虐待リスクなどは健診に来ない御家庭、ちょっとそういう心配なこともあるかと思うんですけども、その点についての対応を伺います。

○健康課長（志村明子君） 健診未受診の方につきましては、保健師などによる電話連絡や予防接種の接種状況、御兄弟の状況など、その御家庭について情報を収集し把握した状況に応じて、必要な場合には子ども家庭支援センターなど関係機関と連携し、居所不明の防止に努めております。健診報告分から受診状況を把握し、未受診者についてはできる限り早期の対応に努めております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 個別になっても今までと変わらない対応でやっていただいているということだというふうに理解いたしました。引き続きよろしくお願いいたします。

それから、予防接種については従来どおりということですが、こちらコロナによるやはり接種控えということはあるのかどうか、市の御認識を伺います。

○健康課長（志村明子君） 令和2年4月から7月までの予防接種件数の令和元年度の比較についてであります。令和2年度は5,451件、令和元年度は5,312件であり、新型コロナウイルス感染症による影響は少ないものと認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） こちらも引き続きしっかりと市のほうでもフォローをお願いしたいと思います。

それから、両親学級の状況についても詳しく教えてください。

○健康課長（志村明子君） 両親学級につきましては、国の令和2年5月25日の緊急事態宣言解除を受けて、7月のコースから再開しております。定員についてはこれまでの20組から10組とし、また会場を広く設定し、3密の防止に努めて実施しております。1日目は栄養講話の時間を30分間に縮小し、試食に代わり配付するレシピで作った料理を実際に見てもらおう内容といたしました。2日目の妊婦体操は、ソーシャルディスタンスを保ちながら同一方向を向きながら行えるように、一列に並ぶのではなく、互い違いに並ぶなど位置を工夫いたしました。3日目の沐浴は、ソーシャルディスタンスを確保しながらグループごとで行う内容とし、物品の共用を避けるよう必要物品の補充を行っております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 妊婦さんということで、なるべく人のいるところに行かないようにしようというよう

な、そういうことも考えられると思います。ただ、夫婦で参加をすることですとか、今ネットでいろいろ情報得られますけれども、やはり体操だとか沐浴だとか、あとほかの御夫婦と知り合いになれたりとか、そういう利点もあると思いますので、参加することで得られる体験というものもあると思いますので、引き続き感染症対策を行いながら人数を減らして回数を増やすみたいなような、そういう対応もできるかと思うんですけども、その点についての御認識を伺います。

○健康課長（志村明子君） 中止となった5月のコースのお申込みの方には7月コースの一般の方の受付前に御案内をさせていただき、受講希望をお聞きいたしております。7月コースは、結果10組18人の方の参加でありました。両親学級は、妊娠期間のうち安定期となる妊娠5か月から7か月の間の受講が適切とされており、受講を希望される方には安定期に当たる時期のコースを御案内しております。

両親学級の実施回数につきましては、今後の実施状況を確認、評価する中で必要性の判断などを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 後で虐待の項目でも触れたいと思うんですけども、妊娠期から切れ目のない支援が虐待防止のためにも重要だと思いますので、引き続ききめ細かい支援をよろしく願いいたします。

続きまして、②の保育園・幼稚園に対する支援の現状と今後の課題ですけれども、まず登園自粛要請に伴う施設への対応として、保育料の減免による施設への影響、副食費の取扱いなど、また消毒剤やマスクなど物品の状況について確認をさせていただきます。

○保育課長（関田孝志君） 登園自粛要請期間におけます対応のうち、保育料につきましては日割算定で行っております。

副食費につきましては、食材における実費負担でありますことから各施設での対応としております。

消毒液やマスク等の物品につきましては、現在のところ充足しているものと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 副食費については各施設での対応ということですが、休園中も副食費の保護者負担があった例があったのかどうか、あったとしたら市の保育施設でどのくらいの割合だったのかなど市では把握はされているでしょうか。

○保育課長（関田孝志君） 大半の施設が日割による減額を実施しております。施設によっては、仕入れ等の兼ね合いで日割が難しいと。月一定以上の登園があった場合には御負担いただいた施設も数園あったと認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ありがとうございます。

副食費については、我々としましては市の負担でっていうことを前から要望しておりますけれども、今般のコロナの交付金で副食費補助したという自治体などもありますので、引き続き保護者負担の軽減に努めていただきたいと思います。要望いたします。

続きまして、保育士への支援や代替保育についてですけれども、緊急事態宣言下ではエッセンシャルワーカーにも改めて注目がされました。行政職員や医療従事者、公共インフラや物流、スーパーなど流通に関わる職業などが例として挙げられますが、そうした方々が仕事に行くことを支える保育士もエッセンシャルワーカーに含まれると思うんですけども、市の御認識を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 保育士につきましては、議員の御指摘のとおりエッセンシャルワーカーに含まれているものと認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ただ、国の2次補正では、介護や障害、医療等の従事者に対して慰労金が予算化されたんですけども、保育士はその対象から外されているということで、大変な業務を担っている保育士さんに対して、何らかの支援や手当ですとか慰労金というのは必要だと考えています。

先日の補正予算でも質疑をしたんですけども、新型コロナウイルス感染症の緊急包括支援交付金は、これは割増手当等には使えるものの、慰労金としては使えないとされています。

こうした中、愛知県や山形県、茨城県ひたちなか市や練馬区など、独自に慰労金を支給する自治体も出ていますが、当市で保育士1人当たり5万円の慰労金を支給した場合の予算額は幾らになるか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 仮に1人5万円の慰労金を保育園の従事職員に支払った場合には、およそ5,000万円の予算が必要となると考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 今事例として挙げたひたちなか市では1人当たり3万円、練馬区では2万円ということでやっていますので、ぜひ当市でも、私今5万円って聞きましたけれども、できるんじゃないかと思いたいで、ぜひ検討をしていただきたいと思いたいます。

また、代替保育については、東京都のベビーシッター利用支援事業の活用を想定しているということですが、万が一コロナで休園となった場合の保育料の取扱い、また都のこのベビーシッターを利用した場合の保護者負担はどのようになるのか教えてください。

○保育課長（関田孝志君） 休園となりました場合につきましては、国の方針に基づきまして休園期間中の保育料は減額となります。東京都のベビーシッター利用支援事業を利用した場合、1時間当たり150円の保護者負担が発生するものと考えてございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 代替保育については他の自治体でもなかなか用意するのが難しいという実態があるようなんですけども、今後に備えて今のうちにしっかりと準備をお願いしたいと思いたいます。この項目についてはこれで終わりにいたします。

○議長（中間建二君） ここで5分間休憩いたします。

午前 9時59分 休憩

午前10時 5分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） 2番の子供の虐待について、まず①当市におけるコロナの影響による子供の虐待について伺います。

子ども家庭支援センターにおける新規の虐待取扱件数が昨年と比べて増加傾向にあるという御答弁でしたけれども、4月から7月の件数について、昨年と今年の件数をそれぞれ教えてください。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 平成31年4月から7月の新規虐待件数から申し上げますと、4月が9件、5

月13件、6月7件、7月1件で合計30件となっております。令和2年4月から7月の件数は、4月16件、5月7件、6月20件、7月24件で合計67件となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 昨年と比べて倍増してしまっていると思うんですけども、この要因について市はどのように認識しているのか伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 虐待取扱件数の増加の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う生活困窮やストレス等、またそれに伴う夫婦間のトラブルなども一因ではないかと認識しております。以上です。

○7番（上林真佐恵君） 外出もできず、保護者も子供も家に籠もりきりになったためにストレスからDVに発展したケースや、もともと家庭が不安定で保育園や学校が逃げ場になっていたようなケースで事態が悪化したってようなことなど聞いていますけれども、世界的に虐待が増加したって言うふうに言われています。

当市でも実際に件数が増えているわけですが、現在子ども家庭支援センターの相談員1人当たりの担当ケース、何件になるのか教えてください。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 現在の相談員1人当たりの平均件数は、令和2年8月現在約83人となっております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 相当な数だなというふうに思います。私が過去に相談を受けたケースでも、一つの家庭の中に学校でのいじめがあったり、貧困があったり、DVがあったり、保護者の方が病気だったり、介護を抱えていたりとか、虐待といっても本当に一つのケースの中に本当に様々な問題を内包しているってことがあって、それが1人当たり83件、平均ですけども、そういう数になってくると本当にこれ相当な負担であると思います。

ここで2の課題のところに移りますけれども、早急にこの子ども家庭支援センターの機能強化が必要だと思うんですが、市の認識を伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 機能強化につきましては、東京都による専門研修への職員の参加により、相談員一人一人の資質向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） もちろん一人一人がより経験を積んで質を向上していくってことも大切だとは思いますが、まずは人数を増やすってことが重要な課題だと思いますが、市の認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 子ども家庭支援センターにつきましては、相談業務以外にも様々な事業を実施しておりますことから、人員体制、また組織体制につきましては、全体の事務の効率化などを含めて考えていく必要があると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本当にいろいろな業務をやっているところだと思いますので、ぜひ本当に人員を増やすってことを強く要望したいと思います。

それから、コロナの収束もまだ見通しが立たないばかりか、また秋冬に感染拡大があるのではないかっていうことも言われています。虐待リスクは引き続き、お仕事を失って貧困になってしまったっていう方もいらっしゃるし、虐待リスクは引き続き高い状態が続くと思います。子ども家庭支援センターの増員っていうこ

とは先ほど要望しましたけれども、今後実態把握が今後課題ということで御答弁ありましたが、具体的にその調査を行うなど検討していることはあるのかどうか伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 実態把握につきましては、要保護・要支援児童の対象となっている御家庭に対して適宜電話や訪問により状況を把握し関係を継続していくことや、関係機関との連携、情報共有を適切に実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 本当に個々のケース様々ありますので、丁寧に支援をお願いしたいと思います。

また、緊急事態宣言が出された4月に、虐待等、家庭にいられないというような状況があつて、泊まる場所を求める少女などに対してSNSで自宅に泊めると言って誘い出す、いわゆる神待ちっという投稿が4月に増えていたということが分かりました。こうした少女が性被害に遭ったりJKビジネスに巻き込まれてしまうといった事例が後を絶ちません。

今後の課題として、中高生への支援強化が必要ではないかと思いますが、市の認識を伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） 中高生を含め、子供たちが困ったときにどこへ相談したらよいのか、相談先に関する情報の周知に努めていくこと、また学校をはじめとする関係機関との連携をしっかりと図っていくことで支援の対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 市が先日、小学校4年生から中学3年生までに相談カードを配布されたと思いますけれども、こうした取組はとても重要だと思います。

2018年から国の事業として始まった若年被害女性等支援モデル事業、これで当市でも何かできることはないのか。これは3月の予算委員会でも質疑したんですけれども、その後の検討状況を伺いたしたいと思います。

それから、2020年度予算で子育て支援訪問事業が予算化されています。こういうものも使ってぜひ支援を強化していただきたいと思いますが、その点について御認識を伺います。

○子育て支援課長（新海隆弘君） まず相談カードですけれども、虐待だけでなく、生活の中での困りごとなどを安心して相談できる場所として、子ども家庭支援センターを周知するための相談カードを作成しました。学校の協力を得て7月末に配布したところであります。

若年被害女性等支援モデル事業につきましては、東京都が民間団体に事業の一部を委託し実施しているものでありますので、市としましては、予算特別委員会でも御説明したとおり、市の公式ホームページ等により引き続き周知をしてまいりたいと考えております。

令和2年度より児童虐待の発生予防・早期発見の対策として国から示された子育て支援訪問事業につきましては、現在支援につながりにくい家庭につきましては、関係機関と連携し繰返し訪問等を行うことで関係をつくっておりますので、新たな財政負担を生じさせる新規事業については活用する予定はございません。

○7番（上林真佐恵君） こうした制度をぜひ活用して、当市でも若い女性の御相談ありましたけれども、しっかりと対応できるように体制の強化を図っていただきたいと思います。

厚労省の専門委員会が毎年公表している虐待死亡事例等検証報告書というのがあるんですけれども、これによると、0日死亡例と言われる事例、つまり生まれてすぐに遺棄されるなどして命を失った子がこの虐待による死亡例の2割に及んでいるということが分かっています。

この0日死亡例の母親は19歳以下が28.3%と最も多く、若年女性が不安定な生活基盤の中で妊娠した後に、

誰にも相談できずに一人で抱え込んだまま出産を迎えてしまう、そして赤ちゃんの遺棄へとつながってしまうということが推測されます。こうしたケースでは、出身家庭が家庭として機能していないなど、こうした事例もあって、妊娠期からの切れ目のない支援が大変重要であると思います。

引き続き虐待リスク、高い状態が続くと思いますので、今後も子ども家庭支援センターの役割、ますます大きくなっていくものと思います。抜本的な体制強化を要望いたします。

この項目については以上です。

次に、学校教育について、まず少人数学級の実現と学校統廃合の計画についてですけれども、少人数学級の必要性に対しては、少人数による丁寧な指導、大変効果的ということで御答弁ありましたけれども、少人数学級の具体的な効果について、もう少し詳しく市の認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 少人数学級の効果でございますが、理解度や興味関心に応じたきめ細やかな指導が可能、発言・発表機会が増え授業参加がより積極化、教室にゆとりが生じまして様々な教育活動が可能、教員と児童・生徒の間の関係が緊密化される、生徒指導上の課題に即した個別指導の充実などの効果があると認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 少人数学級を求める国民の運動っていうのは以前から根強くあったものですし、私もこの場で何度か要望させていただいています。

国の動きとしては、2011年に義務教育標準法が全会一致で可決されて小学校1年生の35人学級が実現しました。このときに附帯決議で、今後も小学校2年生以降についても政府が順次進めていくことを定めています。翌年の2012年には小2を35人学級にする予算がついて、その後も3年生、4年生と実施されるはずだったんですけれども、その動きは現在までストップをしています。

市も少人数学級の効果、必要性を認めつつも、市独自で要望しましたけれども、その実現は難しいという立場だったかと思います。

この4月、5月の緊急事態宣言明けに分散登校がありまして、少人数学級、そこで経験した多くの先生方から、子供たち一人一人に向き合うことができたというような声が全国的にも聞かれて、またコロナの感染拡大を防ぐためにも今改めて少人数学級を求める声が急速に広がっていると思いますけれども、この間の国と東京都の動きについて教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 正式な通知等はありませんが、報道等の情報といたしまして、国におきましては教育再生実行会議において少人数による指導体制、環境整備の在り方、ワーキンググループで少人数学級が議題として挙げられていると認識しております。東京都につきましても、正式に示されているものは特にございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 7月20日に行われた教育再生実行会議で萩生田文科大臣が、教室で身体的距離を確保しながら40台の机を並べることはできないというふうに指摘した上で、これはとてもではないけれど40人学級は無理だ、少人数学級を目指すべきだと個人的には思っている、そのように語っています。また、初等教育の在り方について議論している中央教育審議会特別部会の中間まとめにも少人数学級を可能とするための指導体制や施設整備を図ることが盛り込まれました。教育的にも大きな効果がある少人数学級を求める声にこれまで政府は応えてきませんでした、コロナをきっかけにまた実現に向けて動き出しているのかなと思います。

今日本中で言われている身体的距離、ソーシャルディスタンスを教室でも保障するためには、1クラス当たり何人にする必要があるのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 文部科学省が策定いたしました学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～では、人との間隔はレベル3におきまして、できるだけ2メートル、最低1メートルでございます。レベル1・2につきましては、1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取るよう配慮するという形で、昨日9月3日に緩和されました。また、これらは目安でありまして、施設の状況や感染リスクの状況に応じて柔軟に対応し、3密を避けることに努めるよう示されてございます。

国の基準も地域の状況により幅がございますことから一律にはお答えできませんが、現状の人数よりは少ないほうが距離は保てるものと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 昨日、基準が緩和されたということですが、やっぱり感染症対策っていうことを考えたときに距離を取るってのはまず一つ重要なことだというふうに思います。テレビとかスーパーでもソーシャルディスタンスということで今取るように言われているのに、学校の教室だけは距離が保てないというのは、これは本当に説明のしようのない矛盾だと思います。

それから、子供たちはお互い密着しながら、遊びながら成長していきますので、杓子定期的な常に身体的距離を確保させるということではできないんですけれども、少なくとも一日で最も長い時間である授業中はこの身体的距離を保障するべきではないかと思いますが、再度市の御認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 先ほど御案内いたしました学校の新しい生活様式、国が定めるマニュアルでございますけれども、その中で座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどによって、現場の状況に応じて柔軟に対応することとされております。

現在学校では、マスク等の着用と併せて定期的な換気、それから授業における工夫、それから手洗い用の石けんやアルコール消毒液、その他感染症拡大防止に必要な物品の配置など対応を行ってございまして、最大限の間隔を取りながら継続した教育活動が行えるような感染防止に努めてまいりたいと、今後もそのようにしていきたいと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 教室内で最低1メートルぐらクリアする、1メートルの距離を空けるということができるのは1学級20人程度だということが分かっています。

もちろん、消毒をしっかりと行うとか、換気を行うとか、そういうことはもちろん大切でありますけれども、やはりこの少人数学級、コロナのことで今改めて注目をされてますけれども、やはり子供たち一人一人に、きちんと一人一人を見ていくというためには、やはり教室というか1学級の人数、少なくするっていうことが大切なことだと思います。全国の多くの都道府県で国に先行して少人数学級進んでますけれども、福岡市などでも最近独自で少人数学級導入するというような自治体も今出てきています。

当市でも子供たち一人一人が大切にされる教育環境のためにも、またコロナ対策ということもありますけれども、少人数学級、ぜひ導入を検討していただくことを要望いたします。

次に、学校統廃合の計画の進捗状況と今後の課題について伺います。

昨年9月に会派で市内の小中学校全てを視察させていただいたんですが、学校の老朽化は大変深刻だという

ふうに思っています。教育環境の整備は本当に重要で喫緊の課題であって、学校統廃合についても一律反対という立場ではありませんが、学校の適正規模を考えたときに、その規模が子供たちの豊かな学びのためにふさわしいかどうか、これを大原則にしなければならないと思います。

そこで、7月に策定された東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針、東大和市立小・中学校再編計画で示された市が再編計画の根拠としている学校の標準規模、12から18学級という規模についてまずお尋ねします。

この12から18学級という規模は、教育的な観点から見てふさわしい、適正だという、そういう根拠はあるのかどうか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 再編計画におきましては、小中学校の望ましい規模につきまして、集団活動に活力があふれ、児童・生徒間双方、教師と児童・生徒間に様々な関わり合いができることを考え、学校教育法施行規則に定める標準規模の12から18学級程度を原則としております。

また、文部科学省におきまして、望ましい学級数の考え方としては、小学校では全学年でクラス替えを可能としたり、学級活動の特質に応じて学級を越えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上、12学級以上でございますね、あることが望ましいと考えられます。

また、中学校においても全学年でクラス替えを可能としたり、学級を越えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためにはやはり少なくとも1学年2学級以上、6学級以上が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも中学校においては9学級以上を確保することが望ましいものと考えられますと、そういう形で国から示されておりますので、この標準規模を基準としているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） クラス替えが必要かどうかということについてはちょっとまた別の機会で改めてやりたいと思うんですけども、今御答弁のあったこの法律、12から18学級という基準は法令で言えば2つありまして、一つは1958年、昭和33年に制定された義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令、これに適正規模として書いています。もう一つは、先ほどあった学校教育法施行規則に、これも1958年の法律ですけれども、12から18学級を標準規模として書かれています。

先日の全員協議会で示された学校の長寿化計画案にもこの2つの法令が記載されていたかと思います。ともに62年前の法律ですけれども、1973年に我が党の山原健二郎という国会議員がこの12から18学級というのは教育的な観点から見てふさわしいとされたものなのかという国会質問を行っているんですが、これに対してどのような答弁だったのか御存じでしたら教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 議員からただいま御質疑いただきました1973年、こちらの当時の答弁につきましては、申し訳ございません、把握してございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） これ、1973年3月7日、衆院予算委員会第二分科会、岩間英太郎文部省初等中等教育局長という方が、学問的な、あるいは科学的な見地からこれが最適であるというのは、教育につきましてはなかなかそういうような判断は出しにくいわけでごさいます、経験的に申しましてそういうものが一番望ましいというような答弁をしております。

適正規模というふうに12から18学級言われてますけれども、これは教育学的・科学的に検討されたものでは

なくて、経験的に今までそうやってきたからって言うふうには言ってる基準にすぎないということだと思います。

その後、教育的観点から見た望ましい学校規模については中央教育審議会の中で検討されたことがあるんですが、そこでは、この教育的観点から見た望ましい学校規模、どのように結論づけられたのでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 教育的観点から望ましい学校規模につきまして、中央教育審議会の中での検討についてでございますが、初等中等教育分科会に小・中学校の設置・運営の在り方等に関する作業部会が設置されました。

結論ではございませんが、平成21年3月27日の配付資料におきましては、人間関係に配慮したクラス編制ができる、習熟度別指導等多様な指導形態をとることができる、教員が教科について組織的な経営ができるなどの観点を総合して考えると、学校の標準規模を12から18学級とすることは現在においてもおおむね妥当な標準であると考えられるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私も同じ資料確認したんですけども、ほかにもそういう御意見があったっていうのは私も見ました。ほかにも、市町村ごとに個々の学校の置かれている地域の条件をきめ細かく整理し、当該市町村における適正配置について検討していくことが適当ではないかといった意見や、また国は学校規模による教育上の利点、課題についての考え方などを情報として市町村に提示し、それぞれの地域の実態に応じた適正配置についての検討を促すことが必要であるのではないかといった意見も見られました。

いずれにしても、いろんな御意見は出てるんですけども、この中教審での議論では結論は得られていない、途中でこの会議自体が終わってしまっていて、今日に至るまで、国は教育的な観点から見た、つまり子供たちの豊かな学びを保障するための適正規模については示していないということになると思います。

一方で、カークパトリック・セールという方が書いた本でヒューマンスケールというのがあるんですけども、その中で、WHOは、世界各地から学校規模と教育効果について研究した論文を集めて分析した結果、教育機関は小さくなくてはならないとして、学校規模を100人以下と勧告しています。

学校の適正規模は、子供たち一人一人が大切にされ、豊かな学びを保障するため、まずもって教育的な観点から考えられるべきではないかと思いますが、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校の適正規模につきましては、子供が集団の中で切磋琢磨することなどを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすくすることなどが図られることから、国が示します標準規模を基準として考えていくべきと認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 国が示したその適正標準規模っていうのはふさわしいかどうかっていう観点ではしっかりと議論されてないっていうことですので、当市でしっかりそういう適正規模、何が一番ふさわしいのかっていうことをしっかりと議論する必要があると思うんですけども、この100人程度の学校規模となると1学年16人程度、6学級、クラスを分けるかっていうことは別ですけども、大体1学年16人っていうふうに計算されます。

国立教育政策研究所の2000年の調査によると、児童全員の名前を覚えることが困難だと答えた校長先生が、1から5学級では2.1%だったんですが、12から18学級では86.6%に上ったということです。ほかにも趣味・交友関係の把握だと、困難と答えた人は18.8%に対してそうでない方は91.8%、家庭環境の把握でも困難と答えた校長先生は16.7%に対し、そうでない方が87.1%。物の見方・考え方の把握でも27.1%に対して困難で

はないと答えた校長先生が94%と、いずれも小規模校ほど子供のことを把握できているということが分かります。

逆に、大規模になればなるほど、大規模というか、規模が大きくなればなるほど子供たちを画一的に管理することが必要となってきたり、管理するっていう傾向になると思いますし、また競争的になるっていう傾向が強まって、子供たち一人一人が人間として大切にされるっていう、その教育の原則から離れていくのではないかと思います。市はこうした大規模校のデメリットをどのように認識してるのか教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 大規模校、人数が多くなれば多くなるほどということで、議員のおっしゃる多くなる大規模校というのは標準規模を超える学級数ということで理解いたしますが、その課題といたしまして、学校行事等におきまして係や役割分担のない子供が現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機会が少なくなる場合がある、集団生活におきまして同学年の結びつきが中心となりまして異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある、同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど児童・生徒の人間関係が希薄化する場合などがあると認識しております。

しかしながら、東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針及び東大和市立小・中学校再編計画におきましては、大規模校にするのではなく、国が示す適正な規模とするためのものでありますことから、ただいまお示ししました大規模校のデメリットには該当しないものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時44分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（上林真佐恵君） どこからを大規模校とするかっていうことはまた議論の必要があるとは思いますが、仮に先ほどの少人数学級との関係で、少人数学級実現して、仮に1クラス30人学級となった場合に、三小、九小の統合先の五小、七小の学級数が幾つになるのか教えてください。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学級数でございますが、報道等では、国のほうにおきまして少人数学級等の検討が行われていることは認識しているところではございますが、現在はまだ何も示されてないことから、現状の児童・生徒数による学級数以外の推計は行ってございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 東大和市立小・中学校再編計画の資料に将来的な市の児童数の推計が載っていると思うんですが、これを基に単純計算してみますと、七小が九小からの統合を計画されている令和9年度では22学級、五小が三小からの統合を計画されている令和11年度で29学級という結果になりました。少人数学級がどうなるかによってはまたこれ変わってくるというふうに思います。

先ほど御答弁のあったクラス替えについても、九小の1年生と5年生を除いては可能となっています。クラス替えについてはまたやりたいと思いますけれども、いずれにしても、この少人数学級のものによっても分からないですし、22学級、29学級ということで、国が示している標準規模からも外れるわけですが、国庫補助との関係で、先ほども触れた国庫負担等に関する法律施行令では12から18学級となっておりますけれども、これはここを外れた場合、国の補助金っていうのは受けられるのでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 現在想定しております改築工事につきましては、該当する補助メニューが現時点では見当たりませんので、国庫補助は見込んでおりません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 先日の全員協議会でも、市が今出している、この長寿命化と関わりますけれども、全体の予算の中で市の持出しがどのくらいになるかということで御答弁ありませんでしたけれども、その点については現在分かっていたら教えてください。

○建築課長（中橋 健君） 失礼いたしました。現在の試算につきましては試算中です。

○7番（上林真佐恵君） まだはっきりしたことは分からないのかなというふうに受け止めましたけれども、その国庫補助、すごい大事だと思うんですね。やっぱり市の持出しだけで市内の学校を全部改築していくというのは本当に大変な、多額な予算がかかりますので、国庫補助は大変重要だと思います。

また、日本の教育予算、OECD諸国の中では最下位、僅か2.9%ということで、せめてOECD諸国の平均にぐらいまではするべきだということで我々もずっと要望してはいますが、やはり自治体からもこうした学校の改築に対して、やっぱり国が、自治体からも強く声を上げて国の責任を果たさせるべきだというふうに思いますので、ここは要望をしておきます。

そもそもこの再編計画、基本的な考えとして、東大和市の公共施設等総合管理計画に基づいているということで、この公共施設等総合管理計画では施設面積の2割削減や財政負担の平準化等を踏まえるということが示されているわけで、教育的な視点というよりも、やはり基本的な考えとして統廃合が前提になっているように思います。

これはまたちょっと後でやりますけれども、続いて、通学路についても伺いたいと思います。

通学路では、廃止が検討されている三小、九小について、学校が遠くなってしまうということがありますが、この通学路の安全について市の認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 通学路についてでございますが、国では公立小中学校の通学距離につきまして、小学校でおおむね4キロ以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内という基準を定めております。第三小学校の通学区域の一番遠い地点から第五小学校まで、同じく第九小学校の通学区域の一番遠い地点から第七小学校までの距離はおおむね1.5キロとなっております。このことから、第三小学校や第九小学校が統合された場合でも、通学距離についての問題はないものと考えております。

ただ、それでも従来より通学時間が長くなるお子さんもいると思われまますので、登下校ときの安全確保につきましては、学校、地域、スクールガード等のボランティアの皆様とも連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 通学路については、昨年会派で学校を視察したときにもお話を伺ったんですが、現在でも既に多くの地域でスクールガードさんの不足が深刻な問題となっております。また、以前も指摘したことありますけれども、登校のときだけでなく下校のときの危険というのが見過ごせないと思います。学童保育所も改築と併せて学校敷地内の移設を検討されるっていうことだと思うんですが、今も保護者のお迎えがなくて、結構薄暗くなってから一人で帰っている低学年のお子さんも散見されます。

こういう統廃合でまた、通学路一番遠いところでも1.5キロメートルということですが、これ地図を確認すると、大体市役所から南公園の変電所辺りまでがちょうど1.5キロで、大人の足で20分というふうに地

図の表示では出たんですけども、これは子供の足ではやっぱり遠過ぎると思いますし、通学路の安全って単純に距離だけではなくて、そこにどういう道があるのか、交通量がどうなのか、大通り、そういうところを渡るのかとか、住宅地でも抜け道となっていて交通量が多くてすごく危ないところもありますし、人通りの少ない道や死角の多い道など、単純に学校が遠くなるだけでなく、そういうリスクもより増える、危険が増えることも考えられると思います。

交通擁護員についても以前から要望してますけれども、子供たちに長い通学路を強いるのであれば、地域やPTA、スクールガードだけに頼るのではなくて、市の責任で交通擁護員などを適切に配置して子供たちの通学路を守ることも同時に検討されるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○**学校教育部長（田村美砂君）** こちらの計画を第三小学校及び第九小学校の学校運営連絡協議会の皆様に御説明をさせていただいた折に、通学路の安全についても一緒に考えていきたいと、そのような御意見をいただいたところでございます。

そのような地域の方の力もお借りしながら、現在行っている学校の安全指導、通学路の安全点検、青色回転灯パトロールカーによる巡回、下校時の見守り放送による市民の皆様への見守りの御協力などにつきまして、引き続きしっかりと取り組んでいくことが必要であると認識しております。

交通擁護員の配置につきましては現在検討はしてございません。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 当然今でも通学路、心配なところすごくありますので、遠くなるとすれば今のままではいけないと思いますので、しっかり検討をお願いします。

それから、避難所としての機能について、三小、九小の近隣の避難所の確保について市の認識を伺います。

○**教育総務課長（斎藤謙二郎君）** 避難所についてであります。学校施設の避難所等の防災拠点の在り方につきましては、今後防災担当部局を含め、市全体で統廃合の進捗状況を情報共有しながら、今後の市の全体的な公共施設の再編計画とまた併せながら調整が必要であると認識しております。

以上でございます。

○**7番（上林真佐恵君）** 三小の校区である新堀の高齢化率が30%弱、清原では50%程度、九小の校区である蔵敷地区も30%強と高齢者が非常に多い地域であるかとも思いますが、高齢者にとって近くに避難所がなくなるということは命に関わる問題だというふうに思います。

今議会でも、分散避難についても、避難所ということで複数の議員が取り上げていましたけれども、もちろん自宅で避難できる方はそれが一番いいかなとは思いますが、団地等ではエレベーターが使えなくなってしまう場合、高齢の方だったら2階や3階でも大変困難で、自宅で避難するというのは困難ではないかというふうに思います。

また、コロナの対策で受入先が減っているということも議論されてはいたけれども、コロナ以前から避難所の感染症対策、大きな課題でしたし、今後ワクチンが行き渡ったとしても、この避難所の劣悪な環境を改善するという点からも、以前のように体育館にぎゅうぎゅう詰めに避難者を収容するという状況には戻せないのではないかと思います。

当市でも避難所の拡充が課題であることは間違いなくと思いますが、この統廃合の計画で公共施設の2割削減という基本的な考え方があることから、廃校後に別の公共施設ができるとは考えにくいというふうに思います。

避難所という点から見ても、学校の持つ地域的意義は大変大きいものと考えますが、その点についての御認識を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校施設につきましては、地域で最も身近な公共施設でございまして、児童・生徒の放課後、土曜日等の活動拠点や地域における文化・スポーツの活動拠点としての側面、地域コミュニティの拠点としての側面も併せて持っております、地域にとっても大変重要な施設であることは十分認識してございます。

しかしながら、少子化や学校施設の老朽化といった課題を解決するためにも、児童・生徒にとって最適な教育環境とすることが最優先であると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） パブコメもやっておられましたけれども、その意見を見ますと、3月にパブコメをやった5月に策定とはあまりに形式的で結論ありきではないかというようなことですか、学校だけでなく地域住民などの意見を聞いたのかという意見や、様々そういう声を書いてあります。通学路に対して心配する声もあります。

こうした意見多く見られますけれども、懸念を示す意見が見られますけれども、こうした意見が反映されないうままに市の主導によって計画が策定されてしまっているの、やはり学校が地域に果たす役割の大きさを考えれば、やはり地域住民と十分な議論が必要だというふうに思います。

また市は、少子化を理由に統廃合を進めるということも御答弁されてますけれども、逆に言えば地域から学校がなくなることでますます少子化が進む可能性もあると思うのですが、その点についての御認識を伺います。

○学校教育部長（田村美砂君） 現在市内の小中学校は、校長のリーダーシップによりましてそれぞれの創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開をしております。統合によって新しい学校ができたことといたしましても、それぞれの、例えば七小と九小、それぞれの学校のよい面を合わせた児童・生徒の皆さんが通いたいと思える学校とすることが必要であって、また統合によって新しく地域も広がっていくと思っておりますので、新しく広がった地域の方も関わりたいと思っていただけるような学校づくりを引き続き進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 新しく学校の地域が広がるっていいことですが、例えば幼いお子さんのいる御家庭が引っ越してくるっていつか、やっぱり近くに学校があるかっていうのは大変重要な条件の一つだと思います。子供の足で無理なく安全な通学路で通える場所、これから東大和市に引っ越してくる方や市内で引っ越しを検討されている方はそれを大変重視されてると思いますし、学校がないところにもう子育て世代が戻ってくることはないのではないかというふうに思います。むしろ統廃合が少子化を後押ししてしまうのではないかと思いますので、こうしたこともしっかり考えていただきたいというふうに思います。

統合された学校がいかによいものであっても、やっぱり片道、大人の足で20分なので、子供だと30分弱とかかかるのではないかなと思いますけれども、そういうところに子育て世帯がたくさん越してくるといのはちょっと考えにくいと思いますので、学校っていう存在は本当に地域にとって大きなものですので、公共施設の2割削減、予算の削減っていう基本的な考え方の下に計画された今回のこの学校統廃合計画には強く反対をいたしまして、この項目については終了させていただきます。

次に、GIGAスクール構想について伺います。

G I G Aスクール構想の目指す教育の在り方についての市の認識ですけれども、今回他の議員もG I G Aスクール構想については質問されてますので、どういう教育を目指すのかということをお尋ねしたいと思います。

これ、授業の中でどのように使っていくのか、1人1台コンピューターの学習環境とこれまで蓄積された教育実践との融合を図りということだったんですけれども、もう少し具体的に教えてください。

○学校教育部副参事（富田和己君） 1人1台コンピューターの授業における具体的な活用方法についてですが、例えば算数・数学の時間にノートに書いた問題の解き方に関する考え方を画像で全児童・生徒で共有する、また社会科の時間にインターネットを活用した調べ学習を行ったり、体育や保健体育の時間には自分の動きを動画に撮ってもらい動き方の確認をしたりするなど、多様な活用方法があるものと考えております。

また、グループでの学習においては、パソコンで作業した内容をグループ内で共有したり、プレゼンテーションソフトを活用して発表を行ったりすることができるようになって考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） そのタブレットが基本となるのではなくて、これまで蓄積されてきた人と人、仲間と共に学んでいくという教育活動がまず中心に据えられた上で、あくまでタブレットはツールの一つとして取り入れていく、活用していくということが重要だと思いますが、その点についての認識も伺います。

○学校教育部副参事（富田和己君） 1人1台コンピューターの位置づけについてですが、G I G Aスクール構想においては、これまで学校で行われてきた日常の学習に1人1台のコンピューターという新たなツールを積極的に取り入れることによって、児童・生徒の学習への興味・関心や学習意欲や態度の向上、またデジタル資料を活用することによる分かりやすい授業の構築など、これまでの学習をより豊かに発展させていくことができると認識しております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） ぜひその基本を据えて行っていただきたいというふうに思います。

進捗状況と今後の課題ですけれども、他の議員の方もいろいろ質問されましたので、ここは要望だけにしたと思いますけれども、先生方、今学校内消毒したりですとか、新たな負担が増えていてますます大変になってるというふうに思います。ICT専門の支援員、私も各校に配置されることが必要だと思いますので、ぜひ、今後検討を行うということでしたので、こちらについては強く要望をさせていただきます。

また、ネットワーク環境のない御家庭に対する支援についても、この場で改めて要望をさせていただきます。

それから、将来的な自治体負担についても、補正予算のときも質疑しましたが、まだ不透明であるということだったと思うんですが、やはり一度導入したものを5年後やめるというふうにはなかなかならないと思いますので、こちらについても国に対してしっかりと財政責任を果たすことを強く要望していただきたいと思います。

それから、ICT教育で健康被害を懸念する声も聞かれますので、こちらについてもきちんと情報収集を行うなどして留意をしていただきたいというふうに思います。

教育現場においてもICTの利用というのは避けられない流れであると思いますし、発達障害ですとか不登校のお子さんへの支援など活用の可能性もあるというふうに思います。しかし、やっぱりあくまでツールですので、それがメインにならないというんですかね、これまでどおり教師との対面によって仲間と共に学んでいく、この教育の代わりになるものではないというふうに思います。ICTで教育の全てが完結するっていうこともあり得ないと思いますし、あってはならないと思いますので、この原則の下、きちんと活用していただき

たいということを要望いたします。

この項目については終わります。

次に、教員の労働環境について。

まず新型コロナウイルス感染症対策の現状ということですが、教室や廊下など学校内の消毒、かなり大きな負担となっているというふうに聞いていますけれども、これに対して負担軽減がやっぱり求められると思うんですが、当市としてどのように行っていくのか伺います。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** まず現状といたしましては、校内の消毒作業等が新たな業務として付加されていると、こちらについては認識をしているところであります。

市としましては、7月の臨時議会の補正予算において御承認をいただき、学習指導サポーターの導入、スクールサポートスタッフの勤務時間の増加を図ったところであり、これらのスタッフも新型コロナウイルス対策で負担が増している業務を担うことができるようにということとしております。

また、令和2年8月に国の衛生管理マニュアルが改訂されまして、その際に、児童・生徒が使用する机や椅子などについては特別な消毒作業が必要ないと、そんなふうに対応方法が変更となっております。当市においてもこの内容で各学校に指示をしておりますので、少なからず業務負担の軽減が図られているものと認識しております。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 引き続き、現場の先生方から状況をしっかり丁寧に聞き取っていただいて、必要な時期に必要な支援を行って、教員の皆さんの負担軽減に努めていただくことを要望いたします。

それから、変形労働時間制についてに移りますけれども、こちら、現在検討されていないということですので、あまり、今回はちょっとはしりますけれども、これ昨年12月に成立した法律で、1日8時間の労働の原則、これを崩して、繁忙期と閑散期を設定した上で繁忙期の所定労働時間を増やすっていう、こういうことができる法律です。現職の教員の方々から過労死を増やすことになるんじゃないかということで、強い反対の声を押し切って成立したものでもあります。

これは自治体の判断によって導入しないことも可能な制度だと思うんですが、その点だけ確認をさせていただきます。

○**学校教育部参事（佐藤洋士君）** 自治体の判断によって導入ができるかどうかにつきましては、間違いなくこの自治体の判断であるというふうな認識を持ってございます。現時点においては当市の検討は行っていないというところであります。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 学校衛生委員会ですとか、現場の先生方のこの変形労働時間制に対する意見などもしっかり聞いていただいて、我々としては当市の教員の皆さんの負担軽減に努めるとともに、この変形労働時間制については導入しないということを強く要望します。

この項目は以上です。

次に、学校体育館エアコンの進捗状況と今後の課題です。

今、順次設置が進んでいて、直ちに使えるようになっているということで伺いました。

今後の運用についてだけ確認させていただきたいんですが、他市の事例では、エアコンはあっても電気代を節約するために利用を控えているというような声も聞かれるんですが、当市の状況をお伺いします。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 空調設備の利用についてであります。必要に応じた使用をお願いしているところでございます。節電につきましては、部屋を使用しないときは消すなど、効率的・効果的な利用をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ついてすぐ使ってたつていう声も実際聞きまして、すごい涼しくて、めちゃめちゃ快適だったというふうに言っていました。ぜひ引き続き適切な運用をお願いしたいと思います。

電気代については、私もこの議会、2018年の12月議会でも取り上げたんですけども、我が党の国会議員がそういう電気代について何とかならないかということで質問しまして、その後、2019年度から光熱費も普通交付税の措置、算定基礎として措置されているというふうになっているかと思えます。やはりせつかくいいものがついて、それを適切に運用するというはとても大切だと思いますので、引き続き運用をお願いしたいと思います。

それでは、最後、学童保育所について伺います。

民営委託による影響について、まず保育内容等の現状と今後の課題は、のところで、民間委託で質が向上するということだったんですけども、仕出弁当や学習支援など、具体的にどのように変わったのか教えてください。

○青少年課長（石川博隆君） 民間委託によります具体的な変化といたしまして、小学校の夏季休業中における仕出弁当、こちらにつきましては8月3日月曜日から8月7日金曜日と、8月17日月曜日、こちらに1食当たり440円で日替わりの昼食を提供いたしました。保護者の方がインターネットで注文、支払いができ、御飯の量も選べるようになってるという形になってございます。

次に、学習支援につきましては、原則として毎日学習のための時間を設けて、職員が寄り添いながら学習の機会を確保してるというところでございます。また、必要に応じて学習時間中の教材の提供などもしておるところでございます。

次に、多様な体験活動でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響ですとか、7月の記録的な長雨ですとか、また最近では連日の猛暑で外での活動がちょっとできずに苦勞してるところでございますが、現在は室内で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意した内容で行事等を試行錯誤しながら実施してるというところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 以前は学童協、東大和市学童保育クラブ父母の会協議会による利用者アンケートの取組があって、そこで市とも年に1度懇談会を行っていたというふうに思うんですけども、今年も行われるのかどうか伺います。

○青少年課長（石川博隆君） 東大和市学童保育クラブ父母の会の協議会との懇談会につきましては、父母の会協議会から依頼によって実施を今までしてございました。今年度につきましては、現時点におきましては特段そういった依頼をいただけてないというような状況でございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） そうしますと、今後利用者からどのように声を聞き取って反映させていくのか、直営でなくなったということにより丁寧にご利用者の声を聞き取ることが重要なのではないかと思います。その点について伺います。

○**青少年課長（石川博隆君）** 学童保育所運営委託の仕様書の中で、受託者のほうにおいて保護者アンケートの実施や児童用を含む意見箱の設置を実施しまして、児童及び保護者からの意見を把握するとともに業務改善につなげることであります。公設公営で実施していたときには実施にまで至らなかったこのような取組につきまして、受託事業者によります利用児童、保護者へのサービス向上の一環として実施可能となることによりまして、さらなる学童保育の運営の質の向上が図られていくものというふうに考えてございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** ぜひ利用者からの声は丁寧に聞き取る、定期的にそういうものを聞き取る機会をつくっていただきたいというふうに思います。

それから、事業者との定期的な協議の場はあるのか伺います。

○**青少年課長（石川博隆君）** 学童保育所運営委託の仕様書の中で、委託者である市ですとか関係機関等の会議への出席について規定をしておりますが、現在新型コロナウイルス感染症の対策を含め、受託事業者の業務責任者とは緊密に連携、連絡を取り合ひまして、必要な事項については迅速かつ円滑な調整が今現在できておりますことから、平常な状況の際に実施をすることを想定しております定期的な協議の場というものは、今現時点では必要ないというふうに考えてございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 今はコロナのことがあって、密に連絡を取り合っているということだと思わなければならないけれども、いつ収束するか分からないですけれども、やはり定期的に運営協議会設けることが必要だと思います。情報共有体制の徹底を図るというような御答弁もありましたので、協議会についてはしっかりと準備をして、事業者との連携をしていくことを要望したいと思います。

次に、職員体制の現状ですけれども、指導員の資格者の割合は民間委託前と後でどのように変わったのか伺います。

○**青少年課長（石川博隆君）** 新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、東京都が実施します放課後児童支援員認定資格取得のための研修の日程が変更されましたり、人数が制限されていることがございますので、資格取得状況につきましてはやや遅延しているというふうな形で認識してございます。

放課後児童支援員の認定資格を持つ職員につきましては、委託前は29人、現在18人でございますが、今後は委託前の人数を上回る見込みという形になってございます。

以上です。

○**7番（上林真佐恵君）** 10人以上資格者が減っているということで、これは保育の質とも関わってくるのだと思いますので、ちょっと重大ではないかというふうに思います。資格者を増やすっていうことを事業者に強く要望していただきたいと思います。

事業者は今も、ちょっとたまたまネットで見たら指導員の募集をしているようなんですけども、そこには募集要項で無資格でオーケーというふうを書いてあるんですけども、その無資格で雇った方に対して事業者が資格を取れるような支援をしているのかどうか伺います。

○**青少年課長（石川博隆君）** 放課後児童支援員の認定資格は、保育士や教員免許など要件となる資格をお持ちであるか、または学童保育所等で一定の期間業務を経験すれば資格取得するための研修を受講するということができることになってございます。受託事業者とは、この資格取得のための研修の受講要件を満たしている場合につきましては、基本的に全員に資格取得をしていただくということで調整をしているところでございます。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 今回民間委託をする際に、これまで長年市のために働いてきた指導員の皆さんの大半が雇止めとなったということがあって、子供たちとも信頼関係を築いてきた指導員の皆さん、市にとってもすごく財産だったというふう思うんですね。そういう方たちと新しく指導員入れ替わって、それによってもやっぱり資格のない方の割合増えちゃってるのかなというふうにも思います。そういう市としての財産を失ったということに対して、市としてどのように総括をしているのか伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 長年にわたり学童保育所におきまして子供たちの健全育成に携わっていただいた方々には大変感謝しているところでございます。これまで培われた御経験を踏まえ、児童福祉をはじめとした新たな活動などに生かしていただいているものと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 会派としては民間委託には反対をしまして、実際雇止めとなった指導員の方々からは、全然そんなこと思ってもなかったのに突然働けなくなったっていうことで、本当にひどい、大変傷ついたりっていう声も聞きました。

先ほどと繰返しになりますけれども、長年貢献してきたその方々を使っていれば、働き続けることができたら資格者減るということもなかったと思いますし、いずれにしても、民間委託をされた状況の下でも保育の質の維持向上、または保育の質に直結する指導員の処遇改善、これは引き続き市が責任を持って行うことが必要だと考えますけれども、その点についての御認識を伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 学童保育所の運営業務の民間委託につきましては、学童保育サービスのさらなる質の向上を図ることを目的に実施したものでございます。

市といたしましては、国の放課後子ども総合プランや東大和市子ども・子育て未来プランに沿い、学童保育の環境整備をはじめとした市が行うべき責務をしっかりと担ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市のこの公的責任を後退させないための具体的な方策についても伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市としての具体的な方策につきましては、今申し上げました東大和市子ども・子育て未来プランの施策の方向性や目標等に沿い、学童保育所の待機児童解消に向けた取組や環境整備、改善などの調査研究、企画などを引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 環境整備っていうことは書かれているのは私も承知してるんですけども、例えば指導員の質をどのように向上させていくのかということですか、処遇改善、質と処遇っていうのは本当に直結していることだと思いますので、どうやって処遇改善を行っていくのかとか、そういうことについても市としてしっかりビジョンというか具体的な方策をつくるべきではないかと思いますが、そちらについての具体的な方策についても伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど課長からも答弁させていただいておりますけれども、受託事業者とは緊密に連携を取り合いながら、現在職員の研修などの受講をしていただくように促させていただいているところでございます。

そういったところも含めまして、市といたしましては引き続き受託事業者と連携を図りながら、よりよい学童保育所のサービス向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 民間委託をする際に、市は質の向上を図るためにやるんだということをおっしゃって
たと思いますので、そこはしっかり具体的にどういうことをしていくのかということをはっきりしながらやっ
ていていただきたいというふうに思います。

これまでも学童保育所取り上げるたびに何度も何度も確認をさせていただいているんですけども、学童保
育所というのは子供たちの放課後の生活の場所であると思います。ただそこで夕方になるのを待つ場所ではな
くて、第二の家庭として子供たちが過ごす場としてふさわしい環境づくりをすることが求められていると思
います。民家委託がされても市の公的責任はこれまでと変わることはないと思いますので、保育の質の維持向上、
それから指導員の処遇改善など、これからも市の責任をしっかりと果たすことを強く要望いたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

ここで5分間休憩いたします。

午前11時21分 休憩

午前11時26分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 尾 崎 利 一 君

○議長（中間建二君） 次に、6番、尾崎利一議員を指名いたします。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） 日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき一般質問を行います。

1、新型コロナウイルス感染拡大から市民の命と暮らしを守る取組について。

新型コロナウイルス感染拡大の下、多くの市民が命と健康の危険と不安にさらされています。また、消費税
増税で大きく落ち込んだところへ新型コロナウイルス感染拡大によって、市民の暮らしと地域経済は追い詰め
られています。命と暮らしを守ることは政治の最大の責任です。

以下、伺います。

①新型コロナウイルス感染から市民の生命を守る上での課題と市の取組について伺います。

②消費税増税、新型コロナウイルス感染拡大の下、市民の暮らしと地域経済の現状及び見通し、今後の課題
について伺います。また、市の施策についても伺います。

③医療と福祉を守る上での課題と施策について伺います。

2、公民館、老人福祉館、市民センター、集会所などの有料化について。

①第5次行政改革大綱推進計画では、使用料・手数料の在り方について、昨年度中に方針を決定することと
なりましたが、現状について伺います。

②公民館及び老人福祉館、市民センター、集会所や学校体育館・校庭、郷土博物館などの公共施設の有料化
は行うべきではありませんが、市長の見解を伺います。

3、ひきこもり対策について。

①2019年11月、厚生労働省有識者検討会は、ひきこもりの長期化など複合的な困りごとにワンストップで対

応する断らない相談窓口実現に向けた最終取りまとめ案を大筋で了承しました。断らない相談を軸に、交流の場づくりなどの施策を一体的に進め、市町村への財政支援を強化するとしています。就職氷河期世代の採用などの対応も進められています。国や東京都の動向について伺います。

②他自治体の先進的取組や周辺市の取組状況について伺います。

③当市の取組の現状と課題について伺います。

4、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の都営団地の空地8.3万平米のほかに保育園用地として4か所が示されています。市の未利用地としては、みどり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地を合わせて約7,700平米、ほかに市営団地の空き地があります。福祉の向上に役立てるべきと考えますが、以下、伺います。

①現在の到達点とこの間の推移、市の取組や検討状況について伺います。

以上です。

再質問については自席にて行います。

[6番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る課題と市の取組についてであります。課題につきましては、市民の皆様において適切な感染防止対策と言われております新しい生活様式・日常への行動変容の実施であると考えております。取組につきましては、国や東京都の対応を確認するとともに、関係機関等と連携を図っております。

また、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、新型コロナウイルスに関する情報共有並びに市の対策について協議し、市民の皆様へ市報、市公式ホームページなどを通じて基本的感染予防対策の徹底をお願いをしております。

次に、市民の暮らしと地域経済の現状、見通し及び今後の課題についてであります。現状及び見通しにつきましては、新型コロナウイルスによる業況悪化により、セーフティネット保証制度の認定申請件数が3月から8月末までの合計で500件を超えるなど大幅に増加しており、しばらくこうした状況が続くものと認識しております。

今後の課題につきましては、国や東京都の動向を踏まえ、地域経済の下支えとなる対策について検討を進めていくことであると考えております。

次に、市の施策についてであります。中小企業者及び個人事業主に対する応援助成金や、小売店等の消費活性化事業としてキャッシュレス決済によるポイント還元事業の実施など、事業継続を支える取組を実施することとしております。

次に、新型コロナウイルス感染症の医療及び福祉における課題と施策についてであります。医療につきましては、新型コロナウイルス感染症に罹患されている無症状者及び軽症者についていかに早期に発見し、早期に医療につなげるかが課題であり、その対応として市内にPCRセンターの設置を進めております。

また、福祉につきましては、利用者の利用控えや感染防止のための臨時の出費など、新型コロナウイルス感染症による福祉サービス事業への影響が課題であり、その対応として助成金の支給や衛生用品の配布など、事

業の継続を支援する施策を実施し、福祉サービスの提供体制の維持を図っております。

次に、使用料・手数料等の在り方についてであります。第5次行政改革大綱に基づき、使用料・手数料等につきまして受益者負担の適正化を図るため、東大和市使用料・手数料等検討委員会及び検討部会により負担の在り方を検討してまいりました。

現在、東大和市使用料・手数料等検討委員会委員長から検討結果の報告を受けましたので、市としての方向、方針決定に向けた事務を進めているところであります。

次に、使用料・手数料等の市民負担についてであります。使用料・手数料等は、特定の人が利益を受ける行政サービスにつきまして必要な費用を負担していただくものであります。利益を受ける人と受けない人との公平性を保つため、また持続可能な行財政運営を行うために応分の負担をしていただくことは必要であると考えております。

一方で、その実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の市民の皆様への影響などを考慮して、今後の状況を見ながら改めて検討してまいりたいと考えております。

このような考えの下、市としての方針決定に向けた事務を進めているところであります。

次に、ひきこもり対策における国や東京都の動向についてであります。国におきましては、介護、障害、子供、生活困窮などを一体とした地域共生社会に向けた包括的支援を構築するため、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つの支援が必要であるとし、令和2年6月12日に地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律を公布しております。東京都からは本公布についての情報提供がありました。現時点では具体的な通知などはない状況であります。

次に、他自治体の先進的取組や周辺市の取組状況についてであります。先進的取組につきましては、国の資料によりますと、秋田県小坂町では地域包括支援センターを基本とした多世代型地域包括支援センターを設置し、ワンストップで対応する体制を整備しております。周辺市の取組につきましては、現在把握はしていません。

次に、市の取組の現状と課題についてであります。現状につきましては、関係機関を構成委員とする生活困窮者自立支援調整会議におきまして、東大和市くらし・しごと応援センター そえるが支援したひきこもりの方の対応例などを情報共有するとともに、連携を図っております。

課題につきましては、ひきこもりの方はそれぞれの家庭における状況など複雑な経緯があることが多いことから、関係機関の連携強化などであると考えております。

次に、国有地、都有地及び市有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、介護施設を整備する候補地の一つであります。検討中であり、結論には至っておりません。桜が丘3丁目の国有地につきましては、取得に向けて利用計画を策定することが求められておりますが、検討中であり、結論に至ってはおりません。

都有地についてであります。都営東京街道団地の創出用地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園などの整備について東京都と協議を進めているところであります。都営向原団地の創出用地につきましては、地区計画の変更に向けて東京都と協議を開始したところであります。東京都水道局用地につきましては、令和4年4月1日から保育施設を開設する予定としており、運営事業者を公募により決定し準備を進めているところであります。

市有地についてであります。第一学校給食センター及び第二学校給食センター跡地につきましては、利活

用方針を策定し、事業者の公募について検討しているところであります。みのり福祉園跡地につきましては、財源の確保や市の財政への影響を最小にすることなどを主眼として、引き続き活用方針の検討を行っているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○6番(尾崎利一君) 御答弁ありがとうございます。

順次再質問を行います。

新型コロナウイルスのところですが、市としても市民の感染状況についての情報を開示するよう東京都に求めている、これはほかの議案でそういう答弁ありました。

例えば8月31日現在、ちょっと古いですが、東大和市の陽性患者数は29人とされていますが、退院等、等の中に死亡者も入っているということで、これも非常に大まかだと思いますけれども、この人数は18人、その差は11人。この差、つまり現在の患者数というところに注目すると、東村山は3人、武蔵村山は8人、清瀬4人、東久留米6人ということで比較的東大和多いと。最近になってぐぐっと増えているということなのか、重傷者が多いということなのか、総数は他市と比べて多いわけではないのに、ちょっと不気味な感じの数字だっているふうにも見えるわけです。29人という数も、何人検査をしての結果かも分からない。

やはりコロナ危機の下で、市民がどのような状況に置かれているのか、正確に把握して対処するためにも、個人情報に係らない範囲内の情報はきちんと開示してもらう必要があるというふうに私も思います。改めて市の認識を伺います。

○健康課長(志村明子君) 市では、東京都が都民の皆様への注意喚起を図るために、令和2年4月1日から開始した区市町村別の患者数の公表、また7月29日から開始した区市町村別の退院等をされた方の数の公表に併せ、これらの人数について市公式ホームページ等に掲載し、市民の皆様へお知らせしております。9月3日時点では退院等をされた方は25人までとなっており、新規の方は29人のままでございます。

東京都は、感染が判明した方の年代や性別等の詳細については、御本人、御家族の人権尊重、個人情報保護の配慮から公表しない方針としており、市への情報提供はありません。

市では、市民の皆様への一層の感染防止の注意喚起を図るために、他県などで公表されております患者の年代や性別などの公表を市長会などを通じて東京都のほうに要望しております。

以上です。

○福祉部長(田口茂夫君) 加えまして、今日も報道はされておりますけれども、東京都において週報、1週間に一遍の報告を市町村のほうにされるというふうな情報も得ておりますので、この内容を私どもも的確につかみまして、市民の皆様には適切な情報提供に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○6番(尾崎利一君) これは初日の議長報告でも、議長会としても要望しているということで、誰もが当然コロナと闘うために必要な情報はきちんと開示されるべきだというふうに考えていると思います。市としても国や東京都への要望も含めて適切な対応を引き続きお願いしたいと思います。

次に、PCR検査センター、9月半ばから設置されることになりました。東大和市医師会と市の御努力に敬意を表したいと思います。帰国者・接触者外来、保健所を通さなくても、現状でも医師が必要と判断した場合は、PCR検査を実施している医療機関を個別に紹介されて検査を受けることができるということですが、今

回のPCRセンター設置によって、市民についてはそのキャパシティが増えたということで大変喜ばしいことだと考えています。

同時に、全国知事会や東京都市長会、東京都市議会議長会なども要求しているとおり、さらにPCR検査体制を戦略的に拡充することが求められています。

8月27日の東京都の決定では、重症化リスクの高い高齢者層への感染拡大の防止のため、高齢者施設の職員や入所者を対象とした検査体制の構築を検討することとあります。

日本共産党は、新宿のようなエピセンター——感染震源地では面的に検査を実施すること、さらに医療機関、介護施設、福祉施設、保育園、幼稚園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員、出入り業者への定期的なPCR等検査を行うこと、必要に応じて施設利用者全体を対象にした検査を行うことを提案しています。この点で市の認識を伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 今、議員からお話がありましたように、令和2年8月27日に開催されました第36回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部の会議におきまして、お話のありました内容、知事のほうから御発言があったということは私どもも承知しております。

また、昨日9月3日に開催されました第37回感染症対策本部会議、これは東京都の会議でございますが、こちらにおきまして、高齢者・障害者支援施設等における感染症対策強化事業、こちらの事業としまして、約30億円の補正予算を都議会第3回定例会に提出されるというふうなことも表明されております。

具体的な検査の対象ですとか方法など、その仕組みの詳細につきましては市のほうに具体的な内容は通知はまだ来ておりません。しかしながら、重傷者の増加抑制などには一定の効果があるものと、このように考えております。引き続き情報収集に努めてまいりたいと、このように考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 東京都や東大和市がこういう対応をさせていただいてるというのは大変大事だと思います。ただ、やはり国がきちっと目標を持って予算もつけてやっていく必要があるんじゃないかというふうに考えるわけです。

8月5日に国立感染症研究所病原体ゲノム解析研究センターが発表した調査報告では、6月の経済再開を契機に、若者を中心した軽症もしくは無症候患者が密かにつないだ感染リンクがここに来て一気に顕在化したものと推察されるという指摘があります。

結局、感染爆発を起こして経済停止をして、また経済再開をすると感染爆発につながっていく。こういうことを秋冬に向けて繰り返しては、とても経済も暮らしも成り立たないというふうに考えるわけです。

この点で、やはりPCR検査等の戦略的拡充、必要だと思いますが、市の認識を改めて伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 新型コロナウイルスの影響による暮らしと経済についてであります。9月1日に東大和市商工会に状況を確認いたしましたところ、飲食店が1件、製造業が1件、合計2件が新型コロナの影響によるお仕事をお辞めになったと伺っております。

また、飲食業、小売業に関しましても、緊急事態宣言以降の客足の戻りが遅いと伺っておりますことから、こうした厳しい状況が長期間続かぬよう、9月1日から消費活性化事業として支払い額の30%を還元するキャンペーンを実施しております。

市としては、こうした取組を通して市内経済の活性化を図ってまいりたいと、このように考えてございます。以上です。

○6番（尾崎利一君） 市内経済の活性化のところはまた後で伺いたいと思いますけれども、そういう様々なメニューを用意して支援することは大変重要だと思います。同時に、PCR検査を抜本的に拡充して、無症候者も含めて感染者を隔離、保護、治療していくという体制をどれだけ徹底してできるのかというのが、この感染の悪循環を断つ上でも非常に求められてるんだというふうに思うわけです。

これ、コロナのワクチンが完成されるまでの闘いだというふうに私は単純にいかない問題があるんじゃないかというふうに思ってるんです。というのは、新しい感染症が次々と登場しています。エイズ、エボラ出血熱、SARS、鳥インフルエンザ、ニッパウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症、ウエストナイル熱、ラッサ熱、新型コロナウイルス感染症などです。

厚生労働省によると、この30年間に少なくとも30の感染症が新たに出現しているということです。出現頻度が高過ぎると。人間による生態系への無秩序な進出、熱帯雨林の破壊、地球温暖化、それらによる野生生物の生息域の縮小などによって人間と動物の距離が縮まり、動物が持っていたウイルスが人間にうつってくる。そのことによって新しい感染症が出現していると指摘をされています。

そういう点で、新型コロナウイルスが最後の感染症になるはずもない。人類による無秩序な乱開発、地球環境の破壊、これ止めなくてはなりません、同時にウィズコロナでなく、ウィズウイルスという覚悟で対峙してなくてはならないのではないかと。PCR検査体制の拡充とともに保健所の体制強化、医療体制の整備が求められています。

保健所の数は、都内でいうと71か所だったものが31か所に減らされました。多摩地域では、保健所と保健相談所31か所から7か所に減らされたわけです。

国は依然として公立病院・公的病院440の統廃合計画を撤回せず、東京都はコロナ感染者の7割を受け持っている都立病院、公社病院の独立行政法人化の方針をコロナ感染拡大の真ただ中に決めています。

これまでのこうした施策を改めて、保健衛生、医療体制の拡充を図るべきだというふうに考えますけれども、市長のお考えを伺います。

○福祉部長（田口茂夫君） 東京都におきましては、東京都保健医療計画を策定いたしまして、保健医療施策の方向性を明記するとともに、地域の保健衛生を推進することとしております。また、地域医療構想といたしまして、医療提供体制を推進することとしております。

さらに、新たな病院運営改革ビジョンを策定いたしまして、地域医療構想などを踏まえまして、日々進歩する医療に合わせ機動的な経営判断が可能な体制を構築し、行政的医療の安定的・継続的な提供により都民の生命と健康を守り、安全・安心の確保を確実に行っていくとしております。

感染症対策をはじめ高齢化の進展に伴う医療需要の増大など、様々な保健医療の課題に対応する地域単位としまして東京都は二次保健医療圏域を設定しておりまして、東大和市は多摩立川保健所が対応しているということになります。

当市の圏域となるこの北多摩西部保健医療圏域を所管するこの多摩立川保健所と、東京都福祉保健局が行います地域保健及び医療提供体制など、包括的な医療サービスの取組の推進に引き続き市といたしましても連携、協力してまいりたいと、このように考えております。

また、今般の新型コロナウイルス感染症におきまして様々な意見があるということも私どもも承知してございますとともに、国や東京都の動向などにつきましても引き続き注視をしてみたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中間建二君）　ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分　休憩

午後　1時30分　開議

○副議長（蜂須賀千雅君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君）　保健衛生、医療体制の拡充の問題、今休憩前に発言したとこですけれども、保健所職員の方の手記をちょっと読ませていただきました。

大変な状況の中で、管理職の中から、感染症で人は死ぬが、ほかの事業は止めても死なない、事業を縮小すれば兼務可能、こんな言葉も飛び出すと。一方で、コロナの影響で、もちろん患者も大変だけれども、地域でDVや虐待などの事例も増えている中で、それが潜ってしまっている。そういう地域活動もなかなかできない状況にあるということで、応援部隊は兼務、委託、人材派遣、これはもちろん人材派遣、もちろん欲しいけれども、正規保健師の増員、地区活動できる時間、そういうものが欲しいんだというふうにこの方はおっしゃっています。

それだけ苛酷な状況の中で仕事をせざるを得ない。やっぱり体制の抜本強化が必要だというふうに思いますし、病院でも、コロナの体制にまた戻すよと言われて、看護師がもう耐えられない、辞めさせてもらいますというような事例も、これも報道などでも行われたところです。やはり抜本的にこうした保健衛生の体制、医療の体制の拡充が必要だというふうに考えます。

それから、先ほど御答弁の中で、東京都が30億円、PCR等検査拡充のための補正予算を計上するという情報提供がありました。ぜひ大いにこういうものも活用して、市でも検査等の拡充を進めていただきたいというふうに思います。

それから、これは他の議員への答弁の中で、新型コロナとの闘いのためにも、熱中症などへの正しい対応を周知することが有効だという答弁がありました。コロナで自宅にいる時間が長くなり、エアコンをつけないことで熱中症になるっていう事例が増えています。

これは23区内の調査ですけれども、6月1日から8月20日の間、熱中症の死亡者148人のうち、屋内での死亡が95%。その中でエアコンをつけていた方は10人、つけていなかった方は59人、エアコンそのものがなかったっていう方が64人という報告になっています。

こういう状況の中で、エアコンの設置補助、これが必要ではないか。生活保護の方はもちろん、それ以外のところについてもこういう補助が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

また、こうした命を守るためにも生活保護の夏季加算、これは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君）　冷房機器と生活保護の夏季加算につきましては、東京都市長会を通じて、東京都に2つの要望を行っております。

1つ目は、冷房機器の支給要件の見直しですが、被保護世帯の冷房機器購入費については、平成30年4月1日以降、新規に生活保護受給を開始した世帯についてのみ認めることとしているが、それ以前からの被保護世帯についても支給を認めるよう早急に国に対し働きかけるとともに、都においても独自の対応を検討し、その措置を講じること。2つ目は、夏季加算の支給についてですが、冷房器具使用の経費については現状何ら措置されていないことから、新たに夏季加算を支給するとともに、支給に当たっては都市特有の気温の高温化など、

冬季加算と同様に地域性を考慮するよう働きかけること。また、都においても独自の対応を検討し、その措置を講じること。以上2点の要望を行っております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 必要性は多くの方が認めておられる、市も同じ立場だということだと思います。ぜひ、生活保護制度については、これはもう国の制度なので、きちっとそういう制度をつくっていくということが大事だと思いますし、自治体単位でもこうしたエアコンの助成、つくってる自治体もありますので、ぜひ当市においても検討いただきたい。命に関わる問題だということふうに思います。

次に、②のほうに行きます。市民の暮らしと地域経済の問題ですね。

それで、社会福祉協議会の生活福祉資金の特例貸付で、緊急小口資金と総合支援資金があります。緊急小口資金は20万円、総合支援資金は月20万円を3か月借りられるということでしたが、さらに3か月延長できるというふうになっています。合計すると140万円が借りられ、収入減の状況が改善しない場合、住民税非課税の場合、返済が免除されるという制度になっています。この利用状況を伺います。

特に、合計で6か月間借りられることの周知がどのようにされているのか、6か月借りている件数が現状でどうなっているのか伺います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 社会福祉協議会で受け付けております生活福祉資金の特例貸付の利用状況についてであります。受付を開始しました令和2年3月25日から9月2日までの累計で申し上げます。

まず、緊急小口資金でありますけれども、こちらが490件、総合支援資金が276件、総合支援資金の貸付延長申請、この申請により今御質問者からありましたように3か月が計6か月間になるというものですが、こちらが72件となっております。

なお、現状における申請期限が今月末までとなっておりますことから、新規、延長ともに現在も多くの申請が来ているとのことでもあります。

次に、総合支援資金の貸付期間3か月から、さらに3か月間延長し、計6か月間貸付けを受けられることの周知についてでありますけれども、総合支援資金の初回貸付けを受け9月までに3か月目の貸付期間が到来する方、こちらが貸付延長が可能な対象者となります。この方々に対して、貸付けの実施主体であります東京都社会福祉協議会から個別に通知がされまして、なお生活困窮が続いている方は市の自立相談支援機関、当市においてはそえるでございますけれども、こちらへの相談を経た後、貸付期間が3か月延長できる旨の周知がされているとのことでもあります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

丁寧に対応していただいているようなので、ぜひ進めていただきたい。それから、この制度そのものの周知ももっともっと進めていただきたいというふうに思います。

次に、中小企業者等応援助成金、この申請件数と実行件数を伺います。

○産業振興課長（小川 泉君） 中小企業者等応援助成金の申請件数と実行件数についてでございますが、本助成金につきましては、8月25日から郵送によりまず受付を実施しており、昨日の9月3日までに36件の申請があり、うち34件について審査及び交付決定の処理を進めているところでございます。振込を完了した実行件数は現在のところ0件となっておりますが、早急な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 現在36件っていうことですがけれども、大体見込みでは何件ぐらいって見込んでおられるのか伺います。

○産業振興課長(小川 泉君) 市といたしましては、大体800件程度申請が来るものというふうに考えております。

しかしながら、今東京都や国の様々な支援に該当します給付金等、こちらの申請もかなり手間がかかっているといった状況も事業者から伺っておりまして、なかなかそういった手続に費やす時間がないという事業者も多いというふうに想定しているところでございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) せっかくの制度ですから、大いに活用していただけるように御援助、それから周知もお願いしたいと思えます。

東大和民主商工会でお話をちょっと伺ってきました。5月から7月、コロナの問題だけで300件の相談があったと。持続化給付金は138人で、会員の約3割ぐらい。50%以上の収入減っていうのは7割は全く該当しないというお話でした。1億7,200万円を申請して、10日から2週間で出ているそうです。当初は飲食業が多かったけれども、小売へ移って、そして全業種へと広がったということで、建設が48、飲食が44、サービスが32、小売6、製造6、そのほか2ということです。それから、都の協力金は75人で125件。両方合わせても会員のせいぜい4割で、6割については何も支援がないっていう状況だと。これらの支援を受けた4割についても、秋以降は支援のメニューがないので今後大変厳しくなるのではないかっていうお話でした。

それから、家賃のほうの給付金は7月中旬から相談始まって、26件申請したようですがけれども、これからっていう状況のようですけども、この給付金は資料をそろえるのが大変で、相談で4時間もかかるということなので、これはぜひ改善が必要なんだろうなっていうふうに思います。

それで、一方で融資の相談は圧倒的に少ない。コロナの指定融資の相談は10人ほど。先の展望が見えない中で、借りても返せる展望がないから借りられないという方が多いんだそうです。

先ほど触れた社会福祉協議会の生活福祉資金については40人相談を受けたそうですけれども、これは場合によっては返済が免除されるっていう制度でもあるので、少し相談件数が多くなってるというお話でした。

こうした市内事業者の状況について、市としてどのように受け止められているのか伺います。

○市民部長(村上敏彰君) 市内事業者の状況についてでございますが、新型コロナウイルスの融資制度の一つでありますセーフティネット保証付融資につきましては、引き続き事業を継続するために、比較的軽易な審査で無利子・無担保で最長15年の融資を行うもので、セーフティネット保証の認定申請件数は、先ほど市長の答弁にもございましたように、8月末には合計500件を超えるなど幅広く利用いただいております。

またこの間、市といたしましては、国、東京都の支援策を御案内するため、東京都の中小企業診断士の派遣支援事業を活用いたしまして、お一人に来ていただきまして7月末までに545件の相談を受け付けてございます。

新型コロナウイルスによる新しい生活様式の推奨によって、3つの密が重なる生活の自粛が続きまして、飲食業や小売業を中心に引き続き厳しい状況が続くことが予想されておりますが、市では、9月7日から新たに国の中小企業診断士の派遣支援事業を活用いたしまして、お一人の方に来ていただきまして、きめ細かな相談体制を整えて対応していきたいと、このように考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしくをお願いします。

それで、市の中小企業者等応援助成金ですけれども、指定融資を受けている方ということが条件になっています。一方で、この指定融資を受けられるっていうのは5%以上減収の方が受けられるっていうことで、国の50%以上減収と比べて有意性があるっていうふうに思います。

ところが、一方で、先ほど申し上げたように、借りたくても借りられない、返済する展望が見えないっていうことで融資受けられないということで諦めていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるって、そういう方々の間に失望が広がっているっていう話も聞きました。

この中小企業者等応援助成金を受けていない方で、例えば売上げが20%以上落ちている場合などの条件でさらに支援、検討していただきたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） さらなる支援の検討についてでございますが、市では現在中小企業者応援助成金を受付を開始したばかりでございますので、これにつきましては貸貸の物件で事業を行っているという要件こそございますが、御質問者からもお話がございましたように、新型コロナウイルスの影響による減収に加えて固定費負担が生じている事業者を下支えする制度でございますので、本事業の効果を確認しつつ、国や東京都の支援策などの動向を踏まえながら、さらなる対策につきまして研究をしてみたいと、このように考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、このコロナ禍で国民健康保険税の減免制度をつくられました。この件数と減免額を伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免につきまして、8月末時点となりますが、受領した申請件数が158件、このうち審査の結果減免を決定した件数が89件、減免額といたしましては約1,800万円であります。また、残りの申請の多くが現在申請内容の疑義につきまして確認を行っている等、保留中の案件となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 国民健康保険税っていうことですけれども、結構額が大きいですね。こういう減免を受けられれば本当に助かると思います。

民主商工会で伺った中で、36件の相談を受けて、まだその時点で結果が出たのは3件だけだったんですけども、近隣の中で東大和市の申請が一番簡単だったっていうことで喜ばれています。使いやすいっていうことなんだと思います。それで、ぜひ東大和市には感謝してるって言ってほしいっていうふうに言われました。

結果が出た3件のうち2件は38万5,400円も減免になったっていうことでした。苦しい中で大変貴重だというふうに思うんですね。

ただ、持続化給付金などに比べてまだ十分知られていないっていうこともあるんじゃないかと。周知の徹底をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。例えば応援助成金の申請の際にきちっと周知するようにするとか、セーフティネットの証明発行の際とか、金融機関にも周知するとか、そういう様々な周知の徹底をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 新型コロナウイルス感染症に係る保険税減免制度の周知につきましては、当初課税の通知の中に御案内を同封しております。また、6月に全戸配布しております国保だよりや、市報では6月1日号、7月1日号に、また市のホームページにも掲載してございます。また、11月にも改めて国保だより、

発行を予定してございますので、こちらにも再度掲載することでさらなる周知に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 分かりました。

今申し上げましたけど、応援助成金とかセーフティネットの証明発行の際とか、それから金融機関にも周知していただくというのは、そういう問題で減収で困っている方々が来る場なので、そういうときに個別に周知していただくというのは効果があると思いますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

それから、世帯主が国保に加入していなくても、要件に該当すれば減免の対象になるはずだと思います。こうしたことも含めて丁寧に周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 市では、減免に関する様々な疑問を想定いたしまして、Q&Aを市のホームページに載せております。11月に発行予定の国保だよりにて今回の新型コロナウイルス感染症に係る保険税の減免制度を再度掲載する際には、御質問の内容を含め、様々な疑問に回答しておりますQ&Aをホームページに掲載している旨、御案内する予定でございます。また、市民の方からお問合せがあった際にも、制度の趣旨を踏まえまして丁寧に説明させていただいているところであり、今後も同様に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしくお願ひします。先ほども言いましたけども、やっぱり国の持続化給付金とか家賃給付金は大抵知ってるんですけど、国保についてはまだ知らないっていう方も大勢いらっしゃるというふうに私考えてますので、ぜひお願ひしたいと思います。

また、鳥取県の岩美町というんですかね、ここでは国の減免対象にならない家族専従者給与を受けている世帯に対して町独自に保険税を減免しているっていうことです。東大和市でもぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 現行の新型コロナウイルス感染症に係る減免制度にさらなる減免を加えることは現状では考えておりませんが、市では減免の申請書記入の負担を極力減らし、国民健康保険の保険税と介護保険料の減免に関する申請書を統一するなど、できるだけ一度の手続で対象となる方に減免の効果が行き渡るような仕組みづくりを行っております。このような工夫によりまして、保険税減免の対象となる方皆様に漏れなく申請を行っていただけるよう取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そういう工夫、非常に大事だと思いますので、ぜひ引き続きお願ひします。それから、今要望したことについてはぜひ御検討いただきたいと思います。

それから次に、就学援助について伺います。

5月19日に文科省初等中等教育局健康教育・食育課から各都道府県教育委員会の要保護児童・生徒援助費補助金（学校給食費）担当課宛てに、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う令和2年度要保護児童・生徒援助費補助金（学校給食費）の取扱いについての事務連絡が発出されました。その内容と東大和市での対応について伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） ただいま御質疑いただきました5月19日付の国事務連絡、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業に伴う令和2年度要保護児童・生徒援助費補助金（学校給食費）の取扱いについ

ての内容でございますが、要保護者へ学校給食費に係る就学援助については、新型コロナウイルス感染症対策による臨時休業期間中、例外的に学校給食が実施されたこととみなすなどし、要保護者に学校給食費相当額を支給する場合、当該経費を当該補助金の補助対象経費として計上して差し支えないこと、また準要保護者につきましては各地方自治体による対応となる内容でございます。

当市におきましては、この被保護者の学校給食費につきまして、生活保護制度の教育扶助において支給しておりますことから、こちらの国通知にあります補助金の対象外となっております。また、準要保護者につきましては、当市におきましては臨時休業期間中の学校給食費相当額の支給は実施しておりません。

新型コロナウイルス感染症の影響による対応につきましては、家計が急変した御家庭への対応といたしまして、準要保護者の認定につきまして通常前年の収入で判定を行っているところ、申請どきの収入で判定を追加してございます。また、通常認定は申請した月から該当ということになりますが、6月末までに御申請をいただいた場合には、4月まで遡及をさせていただいて認定を行い、申請受付、認定を実施しているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この制度は、生活保護を受けている方について学校給食費分が支給されたところ、学校給食がないので給食費は徴収されないという場合において、支給した学校給食費相当分の保護費の返還を求めないということなわけですね。つまり給食がなくても食事があるんだから、その分かるんだからその返還は求めないというのが趣旨なわけですね。

それで、それを受けて文科省では、生活保護世帯だけではなく、準要保護者、就学援助を受けている方は、生活保護を受けている方だけではなくて準要保護者の方もいるわけですから、こういう方についても上記対応の趣旨を御理解いただき、それぞれの地域の実情に応じて適切に御判断、御対応いただくよう求めている。つまり、生活保護世帯と同様に準要保護者についても対応するように国としてはお願いしてきてるといふ文書なわけですね。ぜひこれは正面から受け止めていただいて、当市においてもこの文科省の通知に基づいて学校給食費相当分を支給するという措置を取っていただくよう要求しておきます。

次に、③のところですけれども、医療と福祉を守る上での課題と施策です。

昭和病院に対して、東大和市は構成市として財政支援する措置を取りました。昭和病院について、医療圏が違ふということで、構成市になっていることについての是非、いろんな御意見ありますけれども、構成市である以上、支援をしたってことは重要なことだし、評価したいと思います。

それで、先ほど申し上げたように、もう体張って頑張っておられる方々が経営が悪化してボーナスが出ないとかカットされるということはあってはならないことだというふうに思います。

別の議案でも質疑しましたけれども、市内でも発熱者外来をつくってそういう方を受け入れている診療所など、頑張っておられる医療関係者たくさんいらっしゃると思います。そういう方々についてもぜひ支援をして、地域での医療体制、弱めることのないようにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○健康課長（志村明子君） 公立昭和病院では、新型コロナウイルス感染症への対応として、感染患者の受入れに備えた空床の確保、緊急じゃない手術の延期などを行ったことにより経営状況が逼迫したということに対して、構成7市により特別財政支援を行うものであります。

東京都は、医療提供体制の強化・充実として令和2年7月に補正予算を計上し、医療従事者への慰労金、医療機関における感染拡大防止対策等の支援などを打ち出しております。また、日本病院会、全日本病院協会、

日本医療法人協会による調査結果の概要では、5月の患者数は外来が24.4%落ち込んだものの、6月は外来の落ち込みが7.2%と持ち直していると報告されております。

市単独の支援につきましては財政の問題もあり難しいと考えますが、今後国や東京都の対策などに注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 要求しておきます。私自身も、昭和病院のことも含めてもっと国が前に出て財政措置講じるべきだというふうに思います。

次に、介護事業者と障害福祉事業者への助成金についてですけれども、確かに額はそれほど大きくないかもしれませんが、事業者の間から助かったということで歓迎をされています。さらなる支援についての考えを伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この助成金の支給制度につきましては、障害福祉サービス事業所と合わせまして3,000万円を超える予算を計上して執行しております。このような財政的な支援というものは直接的な効果はありますけれども、申し上げたように非常に予算規模が大きくなります。このため、国や東京都からの財政的な援助がないとなかなか実施することは困難であると、このように認識しております。

別の議員の質問に対しましてもお答えいたしました。介護事業所を支援する方法としては、財政的な支援に限らず、例えば衛生品のような現物の支給ですとか、あるいは感染拡大防止に資する情報の提供と、こういった各種の方法が考えられるところであります。

今後の支援につきましては、感染状況ですとか事業者の経営状況等を勘案しながら、国や東京都と連携して適切に対応してまいりたいと、このように考えております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 今地域経済を守るっていう点、医療を守るという点、介護・福祉を守るという点、様々伺いましたけれども、やはり市単独ではなかなか大変なところもあるっていう御答弁もありました。そういう点で、国がもっと前面に立って施策を展開すべきだというふうに私も思います。

国のコロナ交付金についても、野党は一致して5兆円規模を要求してきましたが、現在3兆円まで自治体へのコロナ交付金増額されてきた。一層の増額も含めた国や東京都からの財政支援が必要だというふうに考えますが、市長の考えを伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に対応する財源として、非常に大きな財源として活用させていただいているところでございます。

この感染症の影響につきましては、複数年にわたるものと言われているところもございまして、また本交付金に限らず、国や東京都の財源措置につきましては今後も期待したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（蜂須賀千雅君） ここで5分間休憩いたします。

午後 2時 休憩

午後 2時 5分 開議

○副議長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 国や東京都の引き続きの財政支援が必要だという御答弁いただきました。また、コロナで中止した事業の予算をコロナ対策に回すよう求める陳情も議会に提出されていますが、そうしたことも含めて市としても一層の施策の拡充を求めます。

次に、2番の公民館、老人福祉館等の有料化のところに移ります。

頂いた資料によると、市長に対する使用料・手数料等検討委員会の報告が8月12日に行われました。この後、どのように進めるのか伺います。当初は見直し方針の改定を3月にやって、今年12月には公民館など有料化のための議会への条例提出を行うというようなタイムスケジュールもありましたけれども、今後どのような形になるのかを伺います。

○行政管理課長（木村 西君） 市としての方針につきましては、方針決定に向けて事務を進めているところでございます。こういったことから、決定には至っていないという状況でございます。

また、今後の進め方につきましても、市の方針決定と併せて検討をしているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、見直し方針の改定も含めて今後の日程はまだ不透明だということとして受け止めました。

それで、そうはいつでも、副市長が責任者になっている使用料・手数料等検討委員会の報告というのは重みのあるものだろうというふうに思いますが、この資料に基づいてその内容を伺います。

一つは、有料化について。この検討委員会の決定によると、集会所は有料化する、老人福祉センターと老人福祉館は無料、芋窪老人集会所は無料、学習等供用施設、市民センターとか新堀地区会館ですね、これは有料化、公民館も有料化、陶芸小屋も有料化、ゲートボール場も有料化、下立野林間こども広場も有料化、こういう理解でいいんでしょうか。

あと、老人福祉館の入浴について一時有料化が検討されていましたが、これについては記載されていませんが、これはどういうふうになってるんでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 東大和市使用料・手数料等検討委員会の報告書で御説明をさせていただきますと、集会所、学習等供用施設、それから公民館につきましては、施設の設置目的に沿った使用料の在り方といたしまして、施設利用者に応分の負担を求める必要があると考えるとしております。また、老人福祉施設につきましては徴収しないことが妥当というふうにしております。

また、新規の徴収といたしまして、陶芸小屋、ゲートボール場、下立野林間こども広場につきまして利用者に応分の負担を求める必要があると考えるとしていたるところでございます。

また、入浴施設につきましては老人福祉施設と一体ということで、同様の取扱いとなってございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今、集会所、学習等供用施設、公民館については施設の利用目的に合致する利用について負担を求めるということで、これまで施設の利用目的に合致する方は無料だったのを有料化するっていうことですから、有料化というふうに言ったんだと思います。

次に、減免の在り方については、法令で免除規定がある場合は免除、それから市、それから市と教育委員会が行政目的で使用する場合は免除、それから真にやむを得ない場合は減額もしくは免除っていうことで、真にやむを得ない場合として、一つは広く市民を対象として公益的な事業を行う場合、それから次に障害者基本法の規定に基づき減額することが適当と認められる場合、3つ目に構成員の過半数を中学生以下の児童・生徒が

占める団体が利用する場合、こういう理解でいいんでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） こちらも東大和市使用料・手数料等検討委員会の報告書で御説明をさせていただきますと、施設の使用料における減額・免除については各施設の設置目的等により必要となる場合も考えられるが、基本方針には共通事項を記載することが妥当であると考えている。各施設の設置目的により必要となる場合は、真にやむを得ないものに限定して規定することが必要であると考えているところでございます。

その内容といたしまして、共通事項としまして、法令で免除規定がある場合は免除、市または教育委員会が行政目的で使用する場合は特定施設を除き免除、その他真にやむを得ないものに限定し、市長または教育委員会が認めた場合としております。その他真にやむを得ないものとして考えられるものにつきましては、広く市民を対象として公益的な事業を行う場合、障害者基本法の規定に基づき減額することが適当と認められる場合、構成員の過半数を小中学生以下の児童・生徒が占める団体が利用する場合としているところでございます。

以上でございます。

失礼いたしました。

過半数を中学生以下の児童・生徒が占める団体が利用する場合としているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そうすると、小中学校体育館や校庭などの社会教育活動による使用、これは現在免除になっていますが、これはどうなるんでしょうか。いわゆるママさんバレーなどは免除から外れて有料になってしまうんでしょうか。

それから、 Rondominn の体育館の社会教育団体による50%減免もなくなるってということなのか。その場合、どのような団体が影響を受けるんでしょうか。

それから、市民プールの開設初日の全額免除もなくなるんでしょうか。

上仲原野球場の社会教育団体による利用の50%減免、これはなくなるんでしょうか。

それから、市民体育大会の市民体育館、野球場、テニスコート、桜が丘広場などの全額免除、これもなくなるのでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 市としての方針決定に向けまして事務を進めているところでございます。市としての方針が決まった後に、その内容、実施時期の状況を見ながら、各部署におきまして具体的な対応を詰めていくということになると考えているところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） こういう具体的なところが全く分からないということになります。ただ、先ほど御答弁いただいた市の減免の共通事項で言えば、私が挙げたものについては有料になるというふうに理解せざるを得ないということになります。

次に、減価償却費を原価に加える改定を行い、その原価と現行使用料との乖離が10%程度以上あるものについては、現行の1.5倍を上回らない範囲で値上げをする。ただし、近隣市と比べて際立って高額になる場合は考慮するというふうにこの報告ではされています。

そうすると、集会所については、桜が丘を大幅値上げ、湖畔集会所と玉川上水集会所は値上げ、ほかの集会所は値上げで、和室はこれは値下げを検討するのかどうか分かりませんが、この原価表でいうと値下げになります。市民農園は値上げ、市民センターもほぼ値上げ、プラネタリウムも値上げ。それから、公民館は有料化の上に値上げ、小中学校施設は大幅値上げになります。これは小中学校施設は減価償却を原価、字が違います

けど原価に加えない場合の原価は大体500円前後なんですけど、減価償却費を原価に加算すると5,000円とか1万2,000円とかっていうすさまじい原価になるんです。現行使用料500円、700円っていうものですけども、これ大幅値上げ、もちろん一回一回は1.5倍ずつ値上げになるのかもしれませんが、大幅値上げになってしまう。しかも、社会教育団体がこれまで無料だったのが有料になって大幅値上げになるということになります。

体育施設は、桜が丘広場とプールと体育館個人利用以外は値上げ、ハミングホールは大幅値上げ、近隣市と比べて際立って高くなるかどうかという条件を除くとそうなる、こういう理解でいいでしょうか。

それから、値下げについても検討されるのかどうか伺います。

○行政管理課長（木村 西君） 料金の改定につきましては、それぞれの原価と、また現行の料金の比較、それから近隣市との比較、また激変緩和を考慮して改定をするということとなっております。この考え方に基づきまして、使用料等の増額または減額、これを判断することになります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私が今ずっと値上げだとか何とかって言ったのは、今の条件に基づいて、原価が現行使用料を10%以上上回っているものずら一と並べたわけです。ですから、この規定によるとこういうものが値上げになってしまうということになります。

それから、これに関連して伺いますと、5月8日から15日、使用料・手数料等検討部会が書面で開かれました。このときに、施設の建設費用に補助金等の特定財源がある場合は、減価償却費から控除することを検討すべき、つまり10億円かかった建物があったけど5億円は国と東京都の補助で建てたという場合に、10億円から減価償却するんじゃなくて5億円から減価償却すべきだ、こういう検討をすべきだという意見が出ていますが、これは検討されたのかどうか伺います。

○行政管理課長（木村 西君） 減価償却等に補助金等が入ってる場合につきましては、その部分を減額すべきということで会議の中の意見ということで出ております。こちらにつきましては、実際に減価償却費を今検討中でございますけども、その方針が決定されましたら、具体的な計算をする中でそれについては併せて検討していくことになるというふうに考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 計算する前に決定すべき事項じゃないですか。少なくとも、現在この報告に載っている減価償却費加算後の数字というのは、補助金があるがなかろうが建物の建設費用を基に減価償却が上乗せされている、こういう理解でいいですか。

○行政管理課長（木村 西君） こちらの使用料・手数料等検討部会の報告書の中にあります減価償却費につきましては、それらの補助金等は考慮されていない金額となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 向原や桜が丘、清原市民センターは東京都の施設なので減価償却がないわけですよね。ですから、そういうことを考えても、全くこれ、こういうやり方は整合性がないということを指摘しておきたいと思います。

それから、この報告書ですけども、幾つかの検討課題があるわけですが、両論が併記されているけれども、判断の基準、どうしてそう判断したのかという基準については極めて不明瞭なものになっています。減価償却については原価に含めている市、含めていない市があるわけですが、減価償却費を原価に含めていない市の主な理由ってということで、公共施設は誰もが利用することができるものであり、市民全体の財産であることから

公費で負担すべきものと考え、使用料算定の原価には算入しないこととしている。施設は公益性があるために市が整備しているものであるため、使用料は施設を一定時間占有することへの応分の負担をいただく対価のみとし、建築費、大規模修繕費などの資本に関する経費は公費負担としている。

こういう理由が書かれていますけれども、市の方針決定についてはこれらのことについては全く載せられずに、逐条地方自治法によれば、使用料はその行政財産または公の施設の維持管理費または減価償却費に充てられるべきものとされているということで、減価償却費も計上するというふうに結論づけられています。

ところが、この逐条地方自治法は、維持管理費または減価償却費に充てられる。つまり使用料はこの範囲内で設定すべきだということであって、必ず減価償却費を原価にしなくてはならないということを述べているものではないわけです。ですから、全く結論だけが記されているということになります。

それから、受益者負担については同語反復で、受益者負担のために受益者負担が必要だという結論にしか見られないというものになっています。それから、減免の在り方については、これも論証も何もしないで真に必要な場合に限定すべきという結論だけが記される。それから、新規徴収については先ほどの受益者負担と同じで、受益者負担のためということで結論だけが記される、こういう内容です。

6月議会で市長の答弁で、受益者負担の観点から使用料・手数料の見直しは必要だと。ただ、その時期についてはコロナのこともあって考慮すべきだという答弁、6月議会でいただきました。ところが、この答弁は、8月12日に市長に提出された使用料・手数料等検討委員会の報告に書かれたものです。

ですから、この結論が出る前に市長からああいう答弁が出ている。最初から結論ありきで、有料化ありきで進められていたということになるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 令和2年6月の第2回定例会におきまして、使用料・手数料等の在り方検討につきましては、受益者負担の考え方、また持続可能な行財政運営を行うために必要な検討であると認識しております。一方で、この在り方の検討に基づく使用料等の見直しの実施時期につきましては、新型コロナウイルス感染症の市民の皆様への影響などを考慮して、今後の状況を見ながら改めて検討してまいりたいと考えております。このような内容で市長から答弁があったというふうに認識しております。

このようなことから、使用料・手数料等の在り方として、検討段階ではありますが、利用者の皆様に応分の負担を求める必要があるという認識の下、新型コロナウイルス感染症の大変な状況の中ですぐに実施していくのではなく、その実施時期は今後の状況により改めて検討していくというようなことで、新型コロナウイルス感染症の市民の皆様への影響などに考慮した発言だったと認識をしております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私は、いろいろ検討委員会やっていたけれども、有料化先にありきで進められていたというふうに考えざるを得ません、今の経過見ると。

それで、次に、③のところですが、公民館の在り方、公民館無料の原則については全く検討した形跡がないけれども、どういうことでしょうか。

○行政管理課長（木村 西君） 公民館の無料の原則につきましては、以前の一般質問におきまして、三多摩テーゼに記されていることを認識していることや、三多摩テーゼが法的に義務として守られなければならないものではないということなどを教育委員会から答弁をさせていただいたところでございます。一方で、地方自治法や社会教育法の規定では、公民館を無料とする規定というのがないというふうに認識しております。

その上で、使用料・手数料等の本来の在り方といたしまして、受益者負担の考え方、施設の運営に係る費用、

市の現状や他市の状況等を踏まえて検討を進めてきたものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 昨年の第4回定例市議会で社会教育部長は、三多摩テーゼが市の公民館活動の規範になってきたということを認める答弁を行いました。

三多摩テーゼでは、公民館無料の原則についてこのように書かれています。

公民館が住民の自由な学習、文化活動の場であり、自由なたまり場として差別なく均等に開放されるためには、公民館は無料ではなくてはなりません。個人的な利用であろうと、サークルや団体の利用であろうと、また講座や学級への参加であろうと、全て無料でなければなりません。公民館は、憲法に規定されている教育を受ける権利、文化生活を営む権利、集会の自由の権利などを住民が行使していくための施設であり、言い換えれば住民自身の施設であります。したがって、住民が公民館を無料で利用していくことは当然の権利であり、逆に使用料を納めることは保障されているはずの権利に矛盾することになります。例えば現在急速に増えつつある小さなグループや財政力の弱いサークルなどで公民館を利用する場合、使用料を納めることは常時公民館を使用しにくくなり、サークルやグループの活動の発展を阻害することになります。こう述べてるわけです。

そして、東大和市公民館の開館30周年宣言では、これらの市民の学びを支えるために、誰もが無料で使え、市民と職員の協働を基調とした学習が展開される公民館を目指すとされました。40周年記念誌では、三多摩テーゼの全文が掲載されています。

こうした経過があるにもかかわらず、全くこれを議論の俎上にも載せないというのは、営々と積み上げられてきた市民の活動をないがしろにするものではありませんか。伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 公民館の有料化の関係でございますけれども、今回のこの報告書の内容は、使用料・手数料の在り方についてでございます。在り方でございますので、実際にはその施設に対して維持管理費がかかっていたり、あるいは今ここで公共施設の老朽化対策ということで、建築系の公共施設などを含めて更新費用は約1,690億円かかるという推計もあります。今後の東大和市が持続可能な自治体として市政運営していくためにも、こういう受益者負担という本来の在り方をどうすべきかという内容についてを検討してるところでございます。

公民館につきましては、その当時、そういう無料のお話もあったという理念もあったかと思っておりますけれども、実際には法の部分、地方自治法や社会教育法の規定では無料とする規定がございません。ですので、そういうところで、本来は公平性を担保するため、受益者負担の観点からどうあるべきかというところを検討した報告書となっているものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 施設全体の在り方について共通事項を決めたものだと。そうすると、教育委員会としてはこの問題どう考えるんでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 三多摩テーゼの無料の原則のことは、今議員が言われたとおり記載がされております。私も令和元年第4回の定例会で、三多摩テーゼについては法的に義務とされてるわけではないということで答弁をさせていただきました。

そういう中では、公民館、時代は過ぎておりますけれども、公民館は市民が利用する市の施設でありますし、地方自治法の規定で公の施設で使用料を徴収することができるという以上は、公民館もほかの施設と同様と考えざるを得ないと思っております。

そのため、これまで公民館の使用料については無料できておりますけども、そのこと、それらの経過とか歴史とか、そういうことを十分踏まえた上で受益者負担の適正化による見直しの検討をしてきていると、そういう認識でございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 公民館運営審議会での審議の状況はどうなんでしょうか。

○中央公民館長（佐伯芳幸君） 公民館運営審議会の中では、そのような議論は出ておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 重大ですよ。こういうことが進められてるのに、公民館運営審議会で審議されないというのは極めて重大だというふうに思います。公民館の運動そのものをないがしろにするものだと言わざるを得ません。

公民館や市民センター、集会所などは、市民が草の根で地域社会を支えてきた拠点です。有料化すべきではありません。学校体育館や校庭の減免制度見直しという名の有料化も含めて、市民文化・市民スポーツの活力をそぎ、貧しくするものだというふうに考えます。

市長への報告書で、値上げについては値上げ幅が確定しないので言えないと思いますが、有料化や新規徴収、減免廃止などでどれだけの負担増となるのか、それぞれの額と総額について伺います。

○行政管理課長（木村 西君） 東大和市使用料・手数料等検討委員会の報告書の中で申し上げますと、施設の設定目的に沿った利用の際の使用料を徴収した場合、こちらにつきましては約2,086万円ということで試算しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） それ以外についてはまだ具体的にならないので分からないということですね。

いずれにしても、コロナ危機だけではなくて、一部大企業以外は営業も暮らしも長期にわたってどんどん悪化しているというのが市民の暮らしの実態です。有料化や値上げを市民に押しつけるべきではないということをお願いして、この項については終わります。

次に、ひきこもり対策についてです。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の公布についてという通知が発出されているようですが、概要を伺います。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） 厚生労働省から令和2年6月12日付で発出されました「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）の内容であります。通知の中身の量が膨大でありますので、法改正の趣旨及び概要の説明として答弁とさせていただきます。

まず、今回の法改正の趣旨であります。地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずるものとなっております。

次に、法改正の概要についてであります。大きく5点ほどありますが、御質問のひきこもり対策に関連するものとしたしましては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援で、市町村において既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための

包括的な支援体制の整備を行う新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行うものとなっております。

長くなりましたが、以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

ひきこもりも長期化をして、8050——親も80歳、ひきこもった当事者が50歳っていうことで、もうこの先どうしたらいいんだってような状況が生まれているわけです。

先ほど御答弁の中で、そえるの対応例についてお話ありましたが、内容を伺います。

○生活福祉課長（川田貴之君） そえるが対応した事例としましては、就職がうまくいかずにひきこもりを始めた方が、そえるの就労準備支援事業の一つである農園での農作業に休まず参加し、やがて就職活動ができるようになり就労したものでございます。本事例におきましては、母親が本人を連れて相談に来たこと、理解のある農家が就労準備支援として農園作業という全く違う環境を提供したこと、本人も徐々に自立に向けた意欲を持ち始めたことなどが成功につながったものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私もそえるの働きかけで元気になってきたという方の事例も伺ったことがあります。こうした貴重な取組をもっともっと広げていくということで頑張っていたきたいと思います。

私が伺った方は、もう20年以上ひきこもっていて就業経験もないと。最初は家庭内の会話もあったけども、今は全くなくなってしまってる。いろんな団体をお願いしても、本人が会わないということでもうどうしようもないという状況です。御家族の方も恥ずかしい、みっともない、そういう気持ちもあって近所にも言えない。近所もひきこもってる方を厳しい目で見てるっていう状況なんかも分かって、いっそ家族ごとひきこもるみたいな状況にもなると。悩みを話せる場所がない、家族会をぜひつくりたいということでした。社会福祉協議会のほうでも動いているようですけども、コロナ危機で今ちょっと足踏み状態になってるということなんです。

孤立しているだけに、行政とつながりたいという切なる思いもあります。すぐに何かできなくても見てほしいということなんです。社会福祉協議会も本気でやりますからと言ってくれているようです。状況をつかんでぜひ寄り添っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○福祉推進課長（嶋田 淳君） ただいま御質問者のほうから御紹介がありましたとおり、ひきこもっている方の御家族の状況、家族会に関しましては社会福祉協議会のほうでも前向きに捉えて動くということを考えておるようでございます。

ただ、ただいま御紹介ございましたとおり、今コロナの関係でちょっと動きが停滞してるという状況でございますが、私どものほうでもできる限りの情報連携、また共有、また協力体制という形で、そういう形で対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（蜂須賀千雅君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時44分 開議

○副議長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） 先ほど私、孤立しているだけに行政とつながりたいという切なる思いもあるっていうふ

うに言いましたけれども、今のような御答弁が第一歩として当事者の方や御家族の方を大きく励ますものになるというふうに思います。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、4番目、国・都・市有地の活用のほうに行きます。

特別養護老人ホームの整備用地として、参院宿舎跡地と東京街道団地の土地の2つが候補とされていましたが、現段階ではどうなっているのでしょうか。参議院宿舎跡地については、介護施設としての利用を検討するとして、国に対して市が売却に待ったをかけているという関係になります。介護事業計画との関係で現状を伺います。

○福祉部副参事（石嶋洋平君） 現在令和3年度から5年度までの3か年にかかる高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の策定事務を進めているところでございます。

介護施設のうち特別養護老人ホームにつきましては、高齢化の進展を考慮しますと、将来的に整備が必要な施設と考えておりますが、介護保険事業計画において給付見込額や介護保険料に影響を与えるものでありますことから、介護保険運営協議会や市民の皆様の御意見を伺いながら検討のほうを進めてまいります。

以上でございます。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 介護施設の整備につきましては、ただいま介護保険事業計画において検討を進めることになっておりますと御答弁をさせていただきました。そのため、現段階では介護施設を整備する用地については結論に至っていない状況であります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 分かりました。もう時間がありませんので、ぜひ具体化をお願ひしたいと思います。

国・都・市有地を活用して、福祉施設、スポーツ施設の整備拡充をということで一貫して求めてきました。東京街道団地と向原団地の創出用地については、運動広場、公園、特別支援学校、生活支援ゾーンなど多くの方々はその活用を期待しているという状況です。東京都との協議が進められているとのことなので、これはぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に、水道局用地については、保育施設として活用でき、しかも半額で借りられる土地として当市議団が提案してきたものが実り、令和4年4月から保育施設開設の予定となっているとの答弁でした。これについては着実な実施をお願いします。

それから次に、給食センター跡地について、事業者の公募について検討しているとのことですが。建物や一定の備品が残ったままで、そのまま定期借地のような形で貸すということですが、もう少し詳しく教えてください。それから、スケジュールとしてどのように考えているのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 第一学校給食センター及び第二学校給食センターの跡地の利活用方針では、民間等への貸付けにより暫定的な利活用を図るとしておりますことから、定期借地権を設定した貸付け等の契約による方法などを想定し、現在は公募に向けて検討を行っております。

また、既存の建物等を使用する提案も既存建物を撤去して跡地を活用する提案も、いずれも提案は可能として募集を行い、事業者選定時の提案により、総合的に市にとって有効な提案を採用することを想定しているところであります。また、スケジュールであります。令和2年中には公募について周知をしたいと考えておりますが、検討段階であり、現在詳細は未定であります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 令和2年中ってというのは、今年12月までということでもいいのでしょうか。

それから、用途地域などとの関係で、どのような事業ならできて、どのような事業ならできない、どのような建物が建てられて、どのような建物は建てられないということがあれば伺います。

それから、そのほかこの土地を借りて活用しようとする場合の留意点のようなことがあるのであれば伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） スケジュールですが、令和2年中というのは、今年中に周知はしたいと目途として考えております。

以上であります。

○都市計画課長（神山 尚君） 建物についてお答えします。

まず用途地域につきましては、第一学校給食センター跡地及び第二学校給食センター跡地ともに第一種中高層住居専用地域でございます。

建築物の制限についてでございますけれども、建築基準法別表におきまして、第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物として、住宅、共同住宅、学校、図書館、老人ホーム、保育所、診療所などが列挙されております。この別表に列挙されていない用途や規模の建築物につきましては、建築できない建築物ということになります。

以上です。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 続きまして、活用に向けた留意点でございます。

現行の関係諸法令等の規定に適合した適正な土地利用を行うとともに、周辺環境に配慮した提案を検討いただくことが必要になると考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

今どういうものが建てられるかっていうことで、そこに列挙されていないものは建てられないっていうことでしたが、ちょっとたくさんあるんで全部言えなかったんだと思いますけど、保育園とか福祉施設なんかはこれ建てられるっていいんでしょうか。

○都市計画課長（神山 尚君） 保育園については建てられることになっておりまして、あと老人ホームとか、そういった福祉施設の一部についても建てられるということですが、基本的にはここは都市計画上、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域ということですから、そういった目的、趣旨に合っているものが立てられるということで、建築基準法の別表のほうにそういった建物が列挙されているということでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 分かりました。そういうことも含めてきちっと周知された上で公募するということだと思しますので、よろしくお願いします。

次に、みのり福祉園跡地については、子育て支援部の中で検討中っていうことだと思うんですが、あけぼの学園との関係も含めて現在の検討状況を伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） やまとあけぼの学園の老朽化対策に関わりますみのり福祉園跡地の利活用につきましては、児童発達支援センター機能を含めました複合的な事業の実施が可能となるよう、補助金や運営に関わる資料の収集や分析に努めているところでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ぜひこれも検討を鋭意進めていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わりますけれども、コロナ対策、一層推進する必要があるというふうに思います。

行革推進本部会議で、市長はコロナ禍で歳入が減少する可能性を指摘しています。リーマンショック後に市税収入が大幅に減少したという事も議員にも説明されました。しかし、現実にはリーマンショック後、市税収入は減少したものの、国からの財政措置は拡大し、市の一般財源は増加を続け、市財政は好転していきました。これが現実起きたことです。

こういうときこそ、地方への財政措置は拡充すべきという声を大きく上げる必要があると思います。公民館や学校体育館などの有料化や値上げを押しつけるのではなくて、命と暮らしを守る自治体本来の役割を果たすべきだと考えます。GAF Aなどへの適正課税を行うこと、リニア新幹線やアメリカ兵器の爆買いを中止し、コロナ危機から命と暮らしを守る対策を抜本的に強化すべきことを申し上げて、一般質問を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○副議長（蜂須賀千雅君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

[5番 森田真一君 登壇]

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

まず大項目の1ですが、指定収集袋代についてです。

①として、家庭ごみ有料化が実施されて早6年となります。指定収集袋代の負担が重く、値下げを求める市民の声は根強く聞かれます。家庭ごみ有料化には私たちは反対ですが、値下げの実現に当たっての課題と市の認識を伺います。

②として、他市では、コロナ禍の下での市民生活の支援策として、数か月分程度の使用量を目安に家庭ごみ袋の無料配布を行っています。各家庭一律平等に支援ができるよい施策と考えますが、当市で実施するとした場合、どの程度の財源が必要となるのか、また実施の検討に当たっての課題について伺います。

次に、大項目の2ですが、図書館への指定管理者制度導入及びコロナ禍の下での図書館の在り方についてです。

①として、図書館地区館への指定管理者制度の導入については、図書館協議会の答申に沿って導入検討を断念すべきものと考えます。令和2年第1回定例会の答弁では、教育長は検討を進め判断するとしていますが、現時点での検討状況をお伺いいたします。

②として、コロナ禍の下での図書館運営に当たっての市のこれまでの対応と今後の図書館の在り方について、認識と課題を伺います。

大項目の3、災害対策についてです。

①気候変動によって災害の激甚化が進む中、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、避難所等での感染防止対策が大きな問題として浮かび上がっています。市の認識と課題を伺います。

以上です。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[5番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、家庭廃棄物処理手数料の引下げについてであります。家庭廃棄物の有料化に伴う指定収集袋の手数料につきましては、環境省が示した一般廃棄物処理有料化の手引きに基づき、廃棄物の減量効果や多摩地区の有料化実施自治体の手数料額を考慮し決定しております。手数料の見直しにつきましては事業経費を踏まえた検討を行っておりますことから、引下げについては困難な状況であります。

次に、家庭廃棄物指定収集袋の無料配布についてであります。家庭廃棄物処理手数料につきましては、他の清掃手数料と同様、廃棄物処理に係る経費に充てております。現在、小平・村山・大和衛生組合では、老朽化したごみ焼却施設の更新を進めていること、また令和2年4月から新たに竣工した不燃・粗大ごみ処理施設が稼働していることから、追加の財源負担となる家庭廃棄物指定収集袋の無料配布を行うことは困難であります。

次に、地区図書館への指定管理者制度の導入についてであります。令和2年3月27日に教育委員会から地区図書館におけます指定管理者制度導入の検討結果について報告を受け、その結果に基づき制度導入のための準備をさらに進めることにしました。現在、担当課におきまして、図書館条例の一部改正案の作成等の事務が進められております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス対策が求められる状況下での図書館運営についてであります。図書館では、新型コロナウイルス対策につきまして、市民の皆様へ御理解と御協力をいただきながら、できる限り密集、密接等の状況をつくらぬよう感染防止に努めております。

そのため、現在はほぼ従前の図書館サービスを行うことができておりますが、今後も感染防止対策の徹底を図り、事業の継続に努めてまいりたいと考えております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、避難所等での感染防止対策についてであります。大規模災害時に多くの住民が避難する避難所がいわゆる3密状態により感染が拡大するおそれがあることから、避難所における感染防止対策は重要であると認識しております。

このため、市職員向けの避難所新型コロナウイルス感染症対策マニュアルを策定し、関係職員による避難所開設訓練を実施いたしました。また、感染症防止対策に必要な消耗品や資機材についても順次備蓄を進めております。

課題としましては、避難所運営を適切に対応するための人員体制の確実な確保であると認識しております。以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長(真如昌美君) それでは、地区図書館への指定管理者制度の導入につきまして御説明をいたします。

地域の実情に見合った地区図書館の開館日などの見直しをするに当たり、東大和市立図書館協議会からの答申を基に、約2年間をかけ直営による見直しを検討してまいりましたが、地域の実情等に見合った内容の見直しは困難であるという結論に至りました。

また、並行して検討しておりました指定管理者制度の導入につきましては、民間のノウハウを活用すれば可能であると判断いたしました。

現時点での検討状況につきましてであります。市長から令和2年4月6日付で地区図書館への指定管理者

制度の導入の準備についての依頼を受け、現在は図書館条例の一部改正案や指定管理者募集要項の作成などの事務に着手しているところであります。

次に、新型コロナウイルス対策が求められている状況下での図書館の運営についてであります。感染拡大のおそれから不要な外出等を控える傾向にありますが、図書館につきましては利用したいと思っいる方が多いのではないかと考えております。

図書館のこれまでの対応としましては、3月5日から5月27日までを全館で臨時休館としましたが、5月28日からは臨時窓口による予約資料の受渡しを始め、6月24日以降はほぼ通常の運営に戻しております。ただし、密閉、密集、密接の状況とならないよう、座席の一部の撤去や会議室などの定員を減らしているほか、来館者にはマスクの着用や手指の消毒などにつきまして御理解と御協力をいただいております。

今後の図書館の運営と課題につきましては、今後も感染防止対策の強化を図ってまいります。限られた予算や人員の中でいかに図書館サービスを継続していくことができるかが課題であると認識しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 御答弁ありがとうございます。

それでは、再質問させていただきます。

最初は家庭ごみ袋代についてお伺いしたいと思います。

ここでは、ごみ袋代ということで絞って表記をしておりますけど、趣旨としてはコロナ禍の下でごみ行政、市がどういうところで活躍をしていただいているのか、またその市民の期待ということも含めてごみ袋代と仮に書きました。

ですので、本題はそこに入っていきわけですけども、ちょっと前置きというか、前提条件というか、そういうところでお伺いしたいと思うんですけども、この間、私聞いたところでは、ごみ収集に当たって、ごみ袋がいつもどおり出るところに、ごみを出された方からなんですかね、のメッセージカードみたいなものが添えられてたりとか、そういうようなことが幾つか見られたっていうお話を聞いたもんですから、これ住民要求との関係でどういう内容なのかなっていうことも含めてちょっと先にお伺いしておきたいと思うんですけど、簡単に結構なんですけども、教えていただければと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 今ごみの回収につきましては、このコロナ禍の中、東大和市清掃事業協同組合の方々、またそれに付随する方々が物すごく御協力いただいております。その関係が市民の皆様の方にも広がって、それでうれしいお手紙というのを多数頂いております。こちらのほうを全部紹介することはできないんですが、やはり出ているごみの上に貼ってあって、ありがとうございますということを物すごく多くいただいております。

ただ、それを全部持ち帰ることができず、指定収集袋に貼られているということでそのまま、本当に申し訳ないんですが、廃棄させていただいたということもございます。ただ、そこから剥がしたものにつきましては、こちらホームページやごみの分別アプリ、こちらのほうにも掲載をさせていただいて、市民から皆さん、多くの皆さんからありがとうございますという言葉いただいております。本当にこちらのほうは市民の皆さんのお声をいただいて、逆にこちらもありがとうございますと言いたいところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この議会でも、とりわけ医療ですとか、介護ですとか、直接対人サービスとなるようないわゆるエッセンシャルワーカーの方への感謝、敬意っていうことが随分取り上げられてますけど、ごみ行政

もまさしくそこにあって、特に市が行う公衆衛生の維持ということであろうと最前線でやっていただいているってことが市民の皆さんからもよく受け止められているのかなと思って、本当にうれしい話だと思います。ぜひその期待に沿って力を尽くしていただければと、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、早速このごみ袋の話に入っていきたいというふうに思うんですけども、まず伺いたいんですが、これは都度都度伺ってますけど、当市の手数料負担なんですけど、26市の中で今どういう状況にあるかということをお聞かせください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 廃棄物処理手数料の状況につきましては、こちら廃棄物広報紙「ごろすけだより」によりまして、令和元年12月号、こちらは第10号になりますが、有料化を実施してる自治体の手数料の状況を掲載し、まず全世帯を対象としまして周知をさせていただきました。

今年度、稲城市が4月1日に、また続きまして清瀬市が6月1日に手数料額の改定を行っております、1リットル当たりの単価を2円としております。その結果、可燃ごみ及び不燃ごみにつきましては、当市を含めまして13市が1リットル当たり2円となっております。

容器包装プラスチック、こちらを含めると、稲城市を加えまして5市が同じ手数料額という形で考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ちょうどいいタイミングで東京都市町村自治調査会が毎年出してる資料もこの夏に上がってきたばかりで、この内容をちょっと改めて確認をさせていただいたんですけども、東大和はこの可燃ごみ、不燃ごみ、いずれもリッター2円ということをやっているわけですが、同じようにしてる市が我が市を含めて5つあるということで、26市の中では比較的単価設定って言うことで言うと上位に、同率1位だからどっちが上、下ということではないわけですけども、そういう状況にあるということは依然として変わらないというところなんだというふうに思っております。

次に、この袋代の単価とは別に、実際に市民が負担をしている1世帯当たりの年間のごみ手数料、これがさきに挙げた5市のうち、今年から値上げした稲城を除いて結構かと思うんですが、4市の間では大体同水準にあるものと見ていいのでしょうか。伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） ごみ処理手数料につきましては、先ほど市長から御答弁していただいたとおり、一般廃棄物処理有料化の手引き、こちらに基づきまして、廃棄物の減量効果や多摩地区の有料化を実施している自治体の手数料等を考慮いたしまして決定をさせていただいております。

東大和も含めて4市につきましては、各市での指定収集袋、こちらのほうの種類、廃棄物の排出量、こういったものが違ってまいりますので、水準について一概に同じだよというような形で、違うよという形で申し上げられないというふうには考えております。ただ、有料化の実施をしているその考え方から言えば大きな違いはないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） この有料化を我が市が行ったときに出された、今お話のあった有料化方針の中では、市民生活への影響額って言うことで、1世帯1か月当たりの負担のシミュレーションっていうのが当初示されたわけですが、月460円、年12掛けて5,520円ですか、6,000円弱としておりました。そのときの世帯人員の設定が平均ということなんで、2.36人という計算なんで、現実には2.36人っていう世帯はないんで、2人か3人かという、こういう話でありますから、じゃ掛け算して2人世帯、3人世帯になるとどういうふうになるのかな

というのを私も一応確認をしてみました。

今お話があったとおり、基本になってる手引きから出発してこの単価を決めてますから、そんなに極端に差があるわけじゃないんですけれども、例えば3人世帯で言えば東大和の場合は年間にすると7,340円とか、家庭ごみだけで絞って言うと6,837円かな、というふうに見てもいいと思いますし、4人世帯で言えば家庭ごみだけで9,116円ということで、最初の五千幾らということとの比較で言いますと、実は実際に3人世帯とか4人世帯で負担をすると、これはこれで思ってたよりも結構高かったんだなと、こういうような実感を覚えるような家庭もあるということもこの際確認をしておきたいと思います。

1世帯当たりの負担でも、この4市の中で見ると、小金井と300円ぐらいしか乖離してないと言えそうなんですけども、やはり僅かながら我が市も高いほうにあるのかなというふうに見ております。

有料化から始まって2年目以降になりますけど、ごみ袋代の売上げ、大体2億円ぐらいからずっとほぼ固定化してると。当初の1億8,000万円とはやはり1割ぐらい食い違いが出て収入があるということも続いているようであります。

これまで頂いた資料や、また口頭での逐次の質問の中でも、減量施策への充当額ですが、このごみ袋代の約2億円のお金がどう使われてるのかについてということについてもこれまで伺ってきました。そうしますと、ほぼ、最初の26年度を除くとほとんどごみの減量策に使ってるのは700万円から800万円前後、せいぜい1,000万円以下ということで、当初に示された約5,000万円ほどの減量施策に使うという説明からはかなり乖離して長期にわたってるっていう現状が見られます。

私どもとしては、この差がごみ袋代の過大な設定であったんではないかっていうふうに考えて、今年の予算の時期にはこの部分を値下げに回せないのか、約2割の値下げということで試算も示して御提案をしたところでありますが、今日の先ほどの市長答弁のお答えではこれは難しいと、こういうようなお話であったというふうに思います。

私は、そういうことから考えると、このごみ袋代そのものの設定自体がかなり初動で見切り発車的に設定されたものであったんではないかというふうに考え、改めてここではその単価の見直しを求めるものであります。

次に行きますけれども、じゃ減量施策で、市が、お金の話で言うと使ってる額が少ないじゃないかということはあるかもしれないけども、そうはいってもいろんな工夫をして、お金がかからないような形で様々な減量施策を進めてきたっていうことはこの間の質問でもお答えいただきましたんで、そこはもちろん承知して言ってるということは確認をしておきたいと思います。食器のリユース事業ですとか、生ごみ回収ですとか、またコンビニのペットボトル回収機の設置も去年やったわけですけど、それからコンタクトレンズの容器の回収ですとか、様々なメニューを設けて減量に努力してることは改めて評価もしてまいりたいと思います。

しかし、有料化から5年、これでもう6年ですけど、6年たっても減量施策に5,000万円っていう状況はいまだに実現しておりません。負担が必要だっていう論拠の一角、既に崩れてるんじゃないでしょうか。未執行の約4,000万円、これをぜひごみ袋の値下げに回してほしいと、ちょっと繰り返しになってしまいましたがお願いをいたします。

次に伺いますが、同時に今市民の所得、これが減少しているっていうことによって、総体的に袋代の負担、一層重く感じるっていう方が増えてるんじゃないかというふうに思うんです。

同じく市町村自治調査会の多摩地域データブックっていうのが毎年出ますけども、これ見てみますと、これ遡るだけの範囲でしか見られませんけども、平成22年、この東大和で給与所得者1世帯当たりの所得額って

いうのが出てるんですけど、ここでは1世帯当たり388万円の所得額ということになってるんですが、平成30年、一番直近のデータということなんですが、364万4,000円と、その差23万6,000円も年間の所得が落ちてるということがあります。

こういったことから、総体的に市民のこの家計への負担力が落ちてる中で、これに応えるような形でこのごみ袋の代金の値下げをする必要があるということを思うのですが、この点については考慮されてるのかどうか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） まず先ほど市長からも御答弁いただきましたとおり、値下げについては難しいというところは申し上げさせていただいた中で、減量施策につきましては、過去やはり5,000万円をかけてでもペットボトル回収機等は自費で入れるというようなことも検討されてたということは伺っているところでございます。

ただ、やはりお金をかければいいというばかりではないということを私、平成29年4月にここごみ対策課に参りまして考えました。その中で、SDGsにありますパートナーシップということで、民間企業の力を使っていく、民間企業にお願いをしていく、民間企業と協働していくということを強く民間企業のほうにお話しさせていただきまして、執行させていただいたのが今回実験という形でできましたが、セブーンイレブンと協働したペットボトル回収が実を結んだ。また、HOYAアイケアカンパニーさんと協働したコンタクトレンズの回収事業という形になってございます。

お金をかけずにできるだけ新規事業についてはこれからも行っていきたいと。それでこのごみ袋代で買っていたお金に関しては清掃費用のほうに充当させていただくという方針は私は持っているということで、変えないということで御答弁させていただきます。

また、家庭廃棄物の有料化、こちら廃棄物の排出量のほかに負担の公平というところも一つ目的として持ち合わせております。制度の導入以降、こちらライフスタイルの見直しと、そういった意識改革を掲げておりますので、生ごみの堆肥化やリサイクルショップを上手に活用していただきたいということで、廃棄方法の工夫に取り組んでいただけるような、そのような現状を考えておるところでございます。

以上でございます。

○副議長（蜂須賀千雅君） ここで5分間休憩いたします。

午後 3時19分 休憩

午後 3時24分 開議

○副議長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） 続けます。

今は、この間市民所得も落ちてる中で、袋代は変わなくても家計のほうで負担感が増えていくっていうお話をしました。平成22年だから2010年ですか、2010年から2018年度まで、23万6,000円も所得が減少していると。加えて、2019年度、消費税の増税、今年に入ってコロナの経済的な影響ということで、どんどん家計苦しくなっている中でこの話をしているわけでありまして。

一例をちょっと申しますと、早い段階でこれに対処したのは九州の延岡市ですが、ここでは消費税増税のきっかけでということなんですけども、だから昨年9月の話であります、家計負担の軽減を理由に、誰もが利用する家庭ごみ手数料、この2割の値下げと水道料金の値下げを同時実施と。自治体として可能な限りの範

困だが、公平に負担軽減ができるとして市長が提案されたという記事が新聞にも載りました。要は市民生活をどう市が見てるのっていう問題であります。そういう見地から今申し上げております。

26市の中では、近隣清瀬市では今年から、値上げを行ったっていうのは先ほども触れられておりましたけども、とは言いながらも当初の予定を変更して、コロナ禍の下で市民生活を考慮して、一定数のごみ袋の無料配布を行いました。各家庭一律平等に支援できるせめてもの支援策であったのではないかというふうに考えます。

清瀬市のほうは市が買取をして無料配布を行うという形でありましたが、当市で仮に例えば2か月分配布するとしたら、事務費も含めてということになるかと思うんですが、どの程度の財源がかかるのだろうかということをごっそりでも試算ができるようだったら教えてください。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 清瀬市にありましては、6月1日に値上げは実施しております。ただ、無料配布っていうのを60枚やられて、可燃が30枚、不燃が10枚、容プラ20枚というのは私のほうも確認をさせていただいていますが、値上げ自体は6月1日に実施はさせていただいているところでございます。

また、東大和について、試算という話なんですが、現状で無料配布という形につきましては、廃棄物の排出量が今以上に増えてしまうということも考えております。また、仮に指定収集袋を配布するとした場合の経費につきましては、配布方法、袋の種類など、こういったものを決める必要がございます。どの程度の財源が必要になるかということは一条件の下に積算するような形で考えております。

以上でございます。

○5番(森田真一君) ということは、何らかの設定をして計算すれば検討はできるということですよ。ぜひお願いしたいというふうに思います。

今この無料配布といったのは、値下げをするのは財政の計算上ちょっと難しいということであるならば、今ちょうどこのコロナの交付金、いろんなことに活用できるということで、市民の生活の支援にも使えるという話でありましたから、これで買い取って無料で配布するっていうのがこの財政計画上は何も支障がないということになりますので、例として申し上げた次第であります。ぜひ御検討ください。

次、伺いますけども、小・村・大衛生組合の資料を見ますと、コロナ禍の下での清掃の機会、時間ができたっていうことなんでしょうか、清掃の機会の増加や、また巣ごもり消費などと呼ばれる行動変容の影響と見られるような家庭ごみの増加が見られます。これは感染防止のための緊急避難として必要不可欠な行動の結果なのではないでしょうか。通常的生活とは行動は違うんだと。コロナ禍は繰返し大災害の例にも例えられていますが、恐らく市もそういう認識だと思えますけども、震災や豪雨によって被災した市民が大量のごみを出すことになっても、平時のまま負担を求めるといような自治体はないんだと思うんです。

これに当てはめれば、今回のごみ量の増加もカバーするような負担軽減策っていうことは道理としては考えられるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 負担軽減ということで、市では火災等で被災された方に対しましては罹災証明を基にしまして、被災を受けた家財道具、こちらに関し、その処理手数料については免除のほうをさせていただいております。

現状では、各家庭から排出されるものがコロナ禍の影響であるか、またそうでないのか、そういう判断が今のところできないということもありまして、負担軽減の検討については至っておりません。

以上でございます。

○5番(森田真一君) この衛生組合の月ごとの可燃、不燃、粗大、容リプラ、ペットと種別ごとにどれぐらい

月々ごみが出てのかっていうことをデータ出しています。6月までデータ出てました。これで見ると、前年と比べて、つまりコロナの話がなかった頃と比べてどれくらい差があるのかっていうことが分かるわけですが、1月から6月、去年と今年と比べてみますと、平均して6%ぐらい可燃ごみ増えてました。不燃ごみで言うと18.5%、それから粗大ごみで言うと19.4%。それから、データとしては今年からになってしまいますけども、ペットボトルや容リプラの数字、4月からしか比較できませんので、スリーハーモニーの関係がありますので。ということで見ますと、4、5、6月期との前年との比較で言うと容リプラは9.3%増、ペットボトルは実は0%ということで、これは中山課長の御奮闘でセブニーイレブンさんなどの御協力もいただいたこのペットボトル回収の効果が如実に出たんじゃないかなというふうには、大変素晴らしいことだと思って見ておりますけれども、いずれにせよ、種別にもよりますが、1割から2割の増。

これはこの間の、ここ数年の減量化策をずっとやってる中で、単年度にこんなに増えるっていうのは例がなかったですね。明らかにこれコロナの特殊事情だっていうふうに見ていいと思うんです。そうであるならば、1割ないしは2割のこの増えた分について、本当はもっと実情からいってらだんだん傾向的にはごみが出るパーセント減ってますから、もうちょっと本当は数字としてはかさ上げしてもいいのかもしれませんが、ざっくり1割、2割、ごみはこのコロナの影響で増えてると見立てて、そこに対してこの増えた分の、緊急避難的に出た分の負担軽減をするべきではないか。どこまでするのかっていうことは確かにあるとは思いますが、少なくともこの半年ぐらいの状況を見た中ではそういう必要性があるのではないかとすることを指摘しておきたいというふうに思います。

私、こんなに同じことぐるぐる何度も負担軽減するべきではないかと繰り返し言うのに実は理由があります。ちょっとそここのところも含めてお話しさせていただきたいというふうに思います。

実は、皆さんの中からも、この間、コロナで経済的に大変だということでお話ずっと出てましたけど、私もこの夏、非常にそれ感じたことが1つありました。

ある市内にお住まいの方で、あまり個人を特定できないように少し隠しながら言いますが、アルバイトの身分で、コンビニの冷凍倉庫でありますけども、ああいうところで倉庫作業員として働いてる方と会いました。普段だと冷凍倉庫の仕事ってすごくきついで、単価がよくて、月で言うと30万円ぐらいは稼げる、アルバイトでも、そういうようなお仕事だったそうであります。

ところが、去年の秋、消費税の増税があって、そこからコンビニ、この近所もそうですけど、ぱっと閉めましたよね、あちこち閉めましたよね。それで、アルバイトですから、いってみれば需要と供給の調整弁となりますから、仕事が減った分、荷物が減った分、そのまま自分の稼ぎも減ってしまうと。3分の2ぐらいにまでなったそうです。正月の3日、アパート代も払えなくなって、まさしく正月の寒い中で家を出なきゃいけない羽目になって、以来この夏までずっとネットカフェ暮らしをし、最後私のところに連絡が来たときにはもう本当に手持ちが数百円しかなくて、某所で駐車場で路上生活、車上生活を余儀なくされてたっていう、こういうような方と出会いました。実はこの方、毎日仕事に行ってたんです。いまだに行ってるんです。にもかかわらず、経済的なそういう条件が変わると、立ちどころにもう日常的な生活も立ち行かなくなるという市民が実際にいたんだということを見て、これはもう本当に大変なことだというふうに思いました。

そういうような方々を救済するのに、このごみ袋代だけ下げればじゃ事足りるのかといたら全然そんなことはないわけですが、しかし、市民の暮らしに市はどういう目を向けてて、どういうふうに見てるのかっていうことをメッセージを送ることは今すごく大事なことだと思うんです。

ですから、市民の皆さんに差し当たって一律平等にこういうところにも気を配ってますよということを伝える意味でも、この清瀬なんかでやったようなやり方で何らかの負担軽減をしていくっていうことは今求められてるんじゃないか、こんなふうにも思ってるわけであります。

まとめますけれども、市長を本部長とする行政改革推進本部会議、この議事録を見ますと、2019年4月3日に開かれた会議で市長は次のように御発言されています。

時代は変わり、人口は減っていく。シニア世代は増えていく。市の根幹である市税収入は伸びない。歳出は福祉、子育て等の経費が確実に増える。公共施設も含めこれからお金がかかることは目に見えている。以前は歳入増を何に充てるかを考えればよかったが、これからは歳入減をどこで調整するかを考えなければならない。歳出を歳入に合わせていかざるを得ない。これまでのごみ有料化など、様々な施策の実施により今がある。今後も厳しい状況は続くが、市民に財政状況をしっかり伝えるように公表の工夫もした上で、市民サービスを提供しながら歳出を抑制していく。歳入も、市の資産を活用して行政として収益を上げるように考え方や発想も変えなければならない。困難は付きまとうが、みんなの力で協力して、考え方、発想の転換も含めてしっかりと取組を進めてほしい。このようにおっしゃっています。

将来を見通した特に行財政などのかじ取り、これは市長にしかできないことでもあります。大変大事なことだと思いますけども、誰もが生活をする上で避けることができないような生活ごみの処理費用は税で賄われることが所得の再分配機能として公平な姿であって、税とは別に手数料を取るべきでないと考えます。原則論としてまずこのことを言っておきたいと思います。

そして、現に今日の前にある市民の深刻な暮らしの実態が視野に入っているかどうかをもっと大事な問題です。ましてや、有料化開始からこの6年間を通じてほぼ当初の説明と実際のお金の使われ方は違っている。先々大変になるのだから文句を言わず今から我慢しろと言われても、その信ぴょう性そのものを疑いかねないと思います。

貧困と格差が広がって、100円、200円といった少額の支出さえ重く感じる市民が増えています。行政がそこへ正面から向き合って手を差し伸べることが今必要ではないでしょうか。その立場から、私どもは第1回定例会では、自治体がその気になればできるごみ袋代の2割の値下げも財源を示して求めました。

コロナ禍の下で深刻化する市民の暮らしを守るため、ありとあらゆる手だてを尽くしていただくことを求めて、この質問を終わります。どうもありがとうございました。

それでは、次の項目に行きたいと思います。

図書館への指定管理者制度の導入について及びコロナ禍の下での図書館の在り方について伺います。

まず、2月18日に行われた図書館協議会の審議の様子、私も機会がありまして傍聴させていただきました。委員のほとんどの方々が答申に沿って直営での運営を行うことを求めて激論となりましたが、率直に申し上げて、いろいろ意見を言っても既に選択肢は1つに限られてるというやり方に委員の皆さんも大変落胆していたように見受けられました。

翌々日の2月20日に行われた教育委員会では、この結果が伝えられることになるわけでありますが、幸いそこも傍聴することができました。この教育委員の皆さんには前々日の協議会でのこの沸騰した議論があったということを伝えられるような報告では残念ながらなかったように感じました。

情報公開請求で今回資料を頂きましたけれども、この中の内部資料を見てみますと、この2月20日の教育委員会では、18日の協議会での議論を基に、改めて委員会での議題として議論をするのではなくて、図書館にお

ける検討結果の報告としてのみ取り上げられるという扱いになっていました。

また、これは傍聴はできませんでしたが、6月26日の委員会では導入準備の検討経過の報告、7月29日の委員会では条例一部改正の骨子の報告と、それぞれ検討の議題にはなく、報告事項として示されていました。

教育委員会において、指定管理者制度の導入という是非の分かれる大変重要な問題が審議をされることなく、報告をもって事務ベースでどんどん進められていったように思います。一体なぜ指定管理者制度の導入の決定、準備がそれぞれこの教育委員会の中で報告だけにとどまったのでしょうか。その理由を教えてください。

○中央図書館長（當摩 弘君） 令和2年2月20日の教育委員会におきまして、検討結果を議案ではなくその他報告事項とした件についてであります。開館日等の見直しにつきましては、指定管理者制度を導入する場合は図書館条例の一部改正や図書館運営規則の改正が必要な案件であり、教育委員会の最終的な決定は条例等の改正案が整った段階で議案として付議させていくことと考えております。

2月20日の教育委員会定例会への諮り方につきましては、内容が市立図書館における検討結果案の報告、それとその後も検討結果に基づきさらに検討を進めさせていただくこと、また市長部局への報告につきまして御了解をいただいたものでありまして、その意味では一連の事務の途中の段階であるということと、過去の事例等を参考にいたしまして、教育委員会への回り方を勘案いたしまして、その他報告事項というような取扱いをさせていただいたというものでございます。

繰返しになりますが、教育委員会への付議につきましては、パブリックコメントを経まして条例改正案が整った段階で最終的に付議させていただくことになると考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 私、教育委員会の傍聴ってあのときは初めてだったものですから、こういう会議の雰囲気というか、通常こういう進め方するのかと思って、それはそれでそういう受け止め方したんですけども、自分の勝手な想像では、教育委員会ですから、教育的な見地からも、かんかんがくがくやるものなのかなというふうに思っていましたから、その中で議論が協議会と同じようにやられなかったことに非常に私から見ると残念に思ったということでありましたので、この点伺いました。

2月18日の図書館協議会では、館長から地区図書館の指定管理者制度導入によるメリットとして開館日等の見直し以外に何があるのかと問われて、正規職員4人、地区館にいらっしゃる4人を引き上げて市役所に回すことができるという点を挙げておりました。

中央館も含めた全館導入のように全面的に指定管理者に任せてしまうということであればこれは成り立つ話なのかもしれないなと思いつつ、全協資料の骨子案見ますと、特にこの間指摘があった、指定管理者制度を導入したときに支障が出ないのかと心配された重要な選書、除籍、それから込み入った複雑なレファレンスなどについては、地区館で賄い切れない場合などは中央館でも対応するし、また選書、除籍は一時的には地区館でまず一回ピックアップして、本館で改めてそこから必要とか不必要とかやっていくというようなことを2段階でやるから、だから大丈夫なんだ、その点は心配ないんだよと、こういうような説明になっていたわけがあります。

当然、そういうことをすれば中央館の業務は今の業務よりも増えるはずであります。そこに回すべき人手も当然増えることになるはず。ところが、これは私傍聴できませんでしたが、後で傍聴された方のレポートを見ますと、7月17日に行われた図書館協議会では、館長がこの点について、中央館にプラスで、この仕事で職員をつけることはないと言っていたというふうに聞きました。4名の正規職員を市役所に回せるとい

うようなことはあっても中央館に戻る保証はないということは、この2月の18日の協議会の中で委員が指摘しておりましたが、実際にそうだったのではないだろうかというふうに思います。これでは現場は非常に大変になるんじゃないでしょうか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 近隣におけます地区図書館への指定管理者制度を導入している自治体に確認したところによりますと、いずれの自治体も当市よりも地区館数は多くて、そういう状況の中にあっても指定管理者へ対応するためだけの職員をプラスして配属してるところはございません。

つきましては、当市におきましても、指定管理者制度を導入することだけのために中央図書館の職員を増やすことはしなくても対応は可能であると判断をさせていただいております。

また、地区図書館の職員を中央館へ配属させる可能性、こちらもあるかと考えてはおりますが、こちらは人事案件になるという認識でございます。

以上です。

○5番（森田真一君） 2月18日の協議会でのやり取りの中でちょっと私が記憶してたのは、地区館だけ指定管理した場合に、中央館にその地区館との連絡役の職員さん、専属なのか、兼務なのか分かんないですけど、は置く必要がなくて、それは立川でしたっけ、幾つか同じようにやってるようなところでも特に置いてないから、それについては大丈夫だと。ただ、この間の骨子案で選書と除籍と難易度の高いレファについては中央館でやるから、だから仕事量は増えるんじゃないですかということをやったわけです。単純な連絡調整じゃなくて、実務がここに降ってくるんじゃないですかということをお願いしたんですが、それでも同じなんじゃないか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 実際の業務につきましては今までとかぶるところがありますので、たとえ指定管理者制度を導入したとしても、その業務は今の職員の中でのみ込める業務量であるというふうに認識しております。

以上です。

○5番（森田真一君） のみ込めるということなんですけど、もともと平成30年との比でいうと、今本来より2人職員さん欠員をしている中で、頑張ってるというようなお話をこの間も聞いてきましたが、直営でやった場合の検討結果っていうことでいうと、どうしても正規職員1人分の人工が足り出せない、だからこれはもう指定管理者導入するしかないんだと、こういう説明になってるわけなんですけども、今のお話だとちょっと矛盾するような気がするんですが、いかがですか。

○中央図書館長（當摩 弘君） 指定管理者制度をするためだけのことによる職員の増というのは必要はないということでありまして、欠員の関係につきましてはまた別の要素ということに、そういう捉え方をしております。

以上です。

○5番（森田真一君） まず欠員を戻して、そうすれば1名足りないという問題は解決するわけですから、そこそやるべきであつたんじゃないかということをやっと改めて申し上げたいというふうに思います。

もうちょっと伺いますけれども、この東大和の図書館の運営だけ見れば、地区館を指定管理者にお任せすることによってより効率化されて、民間のノウハウなるものを活用して回せるんだ、より安くかどうかは別としても回せるんだと、こういうような御説明なわけなんですけど、協議会の中でもそのノウハウって具体的にどうのことですかと委員さん聞かれるんですけども、お答えはあまりはっきりした答えがない。ただよそでできるから当然できるでしょうと、こういう御説明しかないわけですね。そこが心もとないというようなこともこ

の問題では指摘をされてたんだと思います。

指定管理者導入するしかないというふうな目線で見れば、目の前の問題を片づけてくれそうだという期待を指定管理者に求めることは、これは分からないでもないと思います。立場変われば私もそう思うかもしれないです。

しかし、図書館協議会の議論や、また利用者アンケート、数々寄せられていますけど、この中でも指定管理者制度が営利を目的としない教育施設に導入された際の懸念として、例えば低賃金の非正規労働者を中心とする受託企業での人材確保や熟練を要する技術の継承は困難になるなど繰り返し指摘をされました。

そうしたことから、歴代の文部科学大臣や総務大臣らもこのことを重視をして、公共図書館への指定管理者制度の導入はなじまないという見解も示されてきたところでもあります。それでもなお、私に言わせると、あるべき十分な議論がないまま、ショートカットして先を急がなければならないという、この理由が分からないんです。これはなぜなんですか。

○社会教育部長（小俣 学君） 指定管理者制度の導入の検討につきましては、平成28年10月から具体的な検討に入りまして、平成30年2月の図書館協議会から答申における附帯意見の中でも様々な懸念について御指摘をいただきまして、その中では、性急な判断をすることなく十分な検討を行い、慎重で適切な対応を望みますというふうにされておりました。

そのため、図書館では、答申後、さらに約2年間の検討を重ねまして、結果として指定管理者制度の導入は一定の効果も期待ができ、可能であると判断したものでありまして、決して性急に判断をしてきたということではないと思っております。

今後を考えますと、これまで検討に関わってきました係員の中には、数年で定年を迎える者もおりますし、異動でいなくなる職員も出てくると、そういうことも考えられます。そのため、令和4年度の制度導入、こちらを見据えまして、その後の新しい図書館運営を構築していく、そういうことも考えていかなければなりません、そういうことを今後やっていく。そういうことを考えれば、これまで時間をかけてきましたので、今後は予定どおり進めていけるように努めてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 若干意見になりますけども、この指定管理者制度の導入については市長がお諮りになって、現場でいろいろもんで、結果的にはこれしかないということで今進めていると、こういうことでありますが、とは言いながらも、実際にこの議論の場では非常に是非の分かれるデリケートな教育上の課題があるという事は明らかにされたわけでありまして。

もちろん、この指定管理者制度を図書館に導入できないかっていうことは市長が検討を依頼する、そのこと自体はよく分かります。市長は行財政上の観点からこれが市民のためになるんだと考えて精査を求めたということは、これは当然のことでもありますし、私ももし、全然今の立場から離れてたまたまそういうような位置で物を考えなきゃいけないければ同じことを考えたかもしれないです。もっと遠慮なくやったかもしれないです。

だけれども、一方でこれは教育の話でありますから、教育に深く携わってる人たちが教育的な観点からこれにはいろいろ問題があるというような意見も同時に出てるわけですね。2年はかけたって言うんだけれども、とは言いながらも、議論の中身としては決着してない感があります。よかれと思っても、首長主導で短兵急に事を進めてしまう、これは時間的なことじゃなくて中身の問題も含めてですけど、短兵急に事を進めてしまうという、こういう手法はこの教育行政との関係で言うと、2014年に改正をされた教育委員会制度の負の側面が

現れてるんじゃないかって私は懸念をしております。行財政の観点からこれだって首長が考えれば、緊張関係にある教育畑の人たちの意見よりも強くなってしまふ、それが今ここに出てるんじゃないかなって思います。

今回は初日に全員協議会が開かれて、その中で学校配置適正化計画の御説明もありましたけども、ここでも今皆さんいらっしやるとおり、議論の中身としてはちょっとこれでこのままこの計画で行っちゃって大丈夫っていろいろな疑問が出されたところではなかったかということに相通じる問題だと思ってます。

市立図書館の話に戻しますけれども、この市立図書館が長期にわたって利用者の皆さんとともに培って、全国の図書館の皆さんと共有してきた運営の知的資源の数々、この議会では尾崎利一議員が度々この問題を取り上げて具体例を紹介してますけども、例えばレファレンスのおかげで重大な疾病に対処することができたって、こういうケースや、市報の音訳サービスを図書館ボランティアの皆さんたちが早くから担ってきたことで障害者の皆さんに情報提供することができたことなど、こういったことですけども、これまでもこういったことを紹介してきましたが、公共図書館への指定管理者制度の導入はこういった知的共有財産と言ってもいいものを企業が民間のノウハウに置き換えてしまい、私的に独占するっていうことを意味することになります。それが日本の図書館全体のサービスの停滞になるのではないかと。

お互いに会議とか開いて、大会とか開いて切磋琢磨して、こういういい事例がある、こういういい経験があるんだということをやってきたわけですから、その上に今の日本の図書館の水準があるわけですから、そこがなくなっちゃって企業のノウハウということで、そういう知的資源が閉じ込められちゃうということに私非常に憂慮いたします。それが持続可能性のある図書館行政となるのか、長い目で見たときに市民にとって本当に利益になるのか問題提起をして、導入には反対して、この項目を終わりたいと思います。

○副議長（蜂須賀千雅君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時57分 休憩

午後 4時 6分 開議

○副議長（蜂須賀千雅君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） コロナ禍での図書館運営について伺いますけれども、日本図書館協会が4月21日付で緊急事態宣言の下での図書館の対応についてという声明を出しています。

この一部紹介しますと、この間、休館措置を講ずる図書館が増えています。本協会では提唱している図書館の自由に関する宣言を引いて、図書館が閉じていることを問題視する声も聞こえます。しかしながら、今般の情勢における最大の配慮事項は人命の尊重であり、それをまず優先すべきです。その上で、こうした状況の下でも実行できる方法を探り、図書館の役割を可能な限り果たしていくことが宣言の精神に沿うものとなるはず。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために休館をしている海外の図書館の動向を探ると、様々な努力をしている事例が確認できます。インターネットを介した遠隔型サービス、リモートサービスの展開に学ぶことは少なくありません。感染症に関する適切な情報への案内、自宅にとどまってる人々の心理的な抑圧を和らげることを目指す活動など、積極的な取組も見受けられます。休館イコール何もしないでは決してないことが分かりますとあります。

私は、この考え方に賛同いたします。ここでも指摘されているように、ええ何で閉まっちゃうのっていうふうにも私も一瞬思ったりもしたんですけども、やっぱりこの観点だなと改めて思いました。

この観点から、2月の感染拡大から完全に元の運営体制に戻るまでの間に市の図書館がどのような工夫や配

慮に留意をされたのか、またどのような点で困難が生じたのかについてお伺いしたいと思います。

○中央図書館長（當摩 弘君） 令和2年2月末頃から新型コロナウイルス感染症に対する各図書館や各自自治体の対応が取られ始めてまいりました。当時は感染症に対する情報も錯綜しておりまして、対応がかなりまちまちとなっております。

当市の図書館におきましても、近隣市の状況等を参考としまして3月5日から全館休館といたしましたが、絶えず近隣市の動向につきましては注視をしまして、予約資料の受取りをまず再開するための機会というものがかかっておりました。しかし、感染拡大の波と再開実施のタイミングが合うことができませんで、結果的には5月28日まで予約資料の受取を再開できずにおりました。

その後につきましては、6月4日から座席や利用者端末は使用不可とはしましたが、書架への立入りを開始いたしまして、夜間開館も再開をいたしました。そして、6月24日からは現在のように、一部座席の撤去などの対策は取っておりますが、ほぼ通常の運営に戻しております。

それまでの間におけます配慮や工夫といたしましては、結果的には実施には至りませんでした。希望者への宅配や不要本の配布と、こういったものがないかを検討しておりました。また、図書館の段階的な再開に向けて、密集や密接の状況をつくらずにたまっている予約資料を何とか受渡しをしながら、さらに図書館における感染者を出さないための方策の検討などを行っておりました。

再開後の困難であったことにつきましては、マスクですとか手袋、消毒液、こういったものの基本的な対策物品が手に入りにくい状況と、在庫も限られておりましたので、それらがなくなった場合のことについて非常に心配していたというようなことでございます。

以上です。

○5番（森田真一君） 私も休館中は時々お邪魔させていただいて様子拝見しましたけども、結構お忙しくされてたの分かりましたんで、図書館ってやっぱりいろいろやることあるんだなって改めて思いましたし、この図書館協会の資料なんかで、全国の図書館、どういうふうに休館したりだとかも含めて対応していったのかという一覧が出てましたけども、東大和は比較的なるだけ早い段階で再開をし出したとか、そういう予約受付の対応だとかいうようなことも含めて大分工夫をされて対処されてたっていうことも分かりましたので、改めて御努力に感謝をしたいというふうに思っております。

一方で、全体としてはそういうことなんですけども、ただ個別な話になってしまうんですが、1点だけちょっとこれは要望ということで伺いたいんですが、コロナ禍において特段に外出に困難が生じる方、具体的に言うと視覚障害のあるような利用者さんの方よく御利用になってますけども、例えば音声コンテンツの貸出しと併せて専用のポータブルプレイヤーの貸与など、通常やらないようなことでも何らかの条件つけて外出困難なときに利用させていただくようなことはできないのかっていうことで、障害の特性に見合った合理的な配慮を求めるという要望っていうふうに考えますけども、こういったことは個別のことじゃなくて一般的にいろんな方いらっしゃるから、具体的にはもっと別のこともあるかもしれないですけど、こういったことで引き続き検討いただけるっていうことがあるかどうかということをお伺いします。

○中央図書館長（當摩 弘君） ポータブルプレイヤーにつきましては、基本的には個人への貸出しはしておりません。台数が限られており、価格も比較的高額なこと、あと業務にも使用しておりますので、破損した場合にはそちらに支障が出てしまうことなどが主な理由になります。予算等の関係もありますが、今後も各自自治体の取組状況などに注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） この御要望されてる方は、話を聞いていますともうほぼ毎日図書館に来られるようなヘビーユーザーの方だったりとかするわけですけども、普段は対面朗読室ですとか、そういったところなんかの利用も非常に融通していただいて助かってるっていうことなんですけど、たまたまこの外壁改修ですとか大きい工事が重なっちゃったところでのまたコロナというようなこともあって、非常に急に利用に困難し出したということで、障害があるとなかなか、普段ほかの人が分かんないことでも、障害がある意味では利用に非常に支障を来すんだよなっていうことを分かっていたいただきたいということが趣旨だったようでもありますので、一例としてポータブルプレイヤーの話しましたが、様々な障害のある方たちの利用に差し支えがないように今後もよろしくお願ひしたいというふうに思います。

図書館についてはこれで終わらせていただきます。ありがとうございます。

次に、災害対策についてです。

避難所のコロナ感染防止対策で有効な資機材としてパーティションと段ボールベッドが挙げられています。既に市の地域防災計画、令和2年3月修正には、民間事業者2者による段ボールベッドの提供の災害支援協定が記載をされております。また、6月議会ではパーティションの購入が国の交付金の利用などで実現できるということで示されました。それぞれの程度の量の確保ができるのかっていうことを教えてください。

○総務部参事（東 栄一君） まずベッドについてでございますけれども、段ボールベッドは原則使い捨てとなりますことから、市では継続使用ができる簡易ベッドについて、現在200台程度の備蓄を進めてるところでございます。それを超える部分につきましては、今お話がありました段ボール製物資の供給について協定を締結してございます災害協定事業者に必要な数を要請して確保する予定でございます。

また、パーティションにつきましては、地域防災計画における被害想定で想定しております避難所生活者数の約2割相当分として1,500張の確保を予定してるところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ありがとうございます。

同じく、地域防災計画には各避難所の面積と収容可能人数が記されています。例えば私の自宅の一番近いところでいいますと第一中学校があるんですが、この第一中学校の教室、体育館の場合ですと、面積にして2,455平方メートル、ここに1,481人の収容ってなってます。1人当たりで言いますとおおよそ1畳分、隣の距離はこれ単純計算すると1.3メートルほどとなって、今この問題になってる感染症対策との関係でおおよそ2メートルの距離をとってということに適さなくなるわけです。

ちなみに、この間、スフィア基準ということがこの議会でも何度も他の議員の皆さんなんか取り上げてくださって、ここに来てまたこのことがマスコミなんかでも言われていますけど、この基準でいうと、1人当たり3.5平方メートルの確保が必要だっていうふうにしてますので、これでいくと、距離でいうと1.9メートルですかね、計算でいくと、約2メートルの距離を取ることができるとされています。

この一中の2,455平方メートルをこの基準の3.5平方メートルで割ると収容できるのは699人、だから約700人で収容人数は今の計画のおおよそ47%、半分になってしまうわけです。全避難所の現行の収容人数が2万4,841人とされておりますので、単純計算で残りおおよそ1万人超の方について別の手段を考えなければなりません。対応を今後どのように考えてるのかお聞かせください。

○総務部参事（東 栄一君） 今お話がありました約1万4,000人の対応ということでございますけれども、現

在は帰宅困難者の一時受入施設として協定を締結しております3施設につきまして、避難所として利用することにおおむね承諾が得られましたので、現在は具体的な収容人数等の詳細を調整中というところでございます。もちろんこれだけでは当初の収容人数を充足させることはできませんから、引き続き避難所の増設の調整、それから車中泊のできる駐車場等の活用の協力の調整などを今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、市民の皆様にはできるだけ分散避難を検討していただくよう、市報やホームページ等で繰返しお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 他の方々からも関連質問がたくさんありましたので、なるだけ重複避けたいというふうにするんですけども、地域の防災訓練に私参加して1点気になったんですが、毛布なんですが、直接肌に触れるっていうものなんで衛生管理も必要になるかと思うんですが、クリーニングなんかはどういうふうになってるんでしょうか。

○総務部参事（東 栄一君） この近年の台風、大雨における避難所の設置の際も、避難者1人に1枚の毛布を配付させていただきまして、使用した毛布はまとめて業者に依頼してクリーニングと圧縮リパック梱包をしてもらって保管をしております。毛布に関しましては、このコロナ禍におきましても同様の対応を考えているところでございます。

その他、手すりとかドアノブとか共用で使用して人がよくさわる部分につきましては、今回マニュアルを作成いたしまして、2時間に1回程度の定時消毒を行う予定でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ぜひよろしくお願ひしたいと思うんです。防災訓練のとき、これはたまたまだったのかもしれないんですけど、ちょっと、ああこれ前に何度か人使ってるなっていうような毛布がほぼ全部だったんで、ビニール袋から取り出したっていう記憶もないんで、多分訓練用でそこは別にしたってやつなのかもしれないんですけども、なるだけ実際に即した形で、ああこういうふうになってるから大丈夫なんだとかいうようなこともその場で分かるというなと思って、ちょっと細かい点で大変申し訳なかったんですが、伺って安心をいたしました。

まとめますけれども、これまでも大規模な震災や風水害の避難の際に繰返し言われてきましたが、体育館雑魚寝方式の避難所の在り方をもう卒業しないと重大な二次災害につながるということが指摘されてきましたけれども、このコロナが改めてこれを示しているということがこの間みんなの共通認識になったのではないかなというふうに思います。

一方で、自宅を離れて避難することは、後片付けや防犯などの都合でなかなかできない。障害があったり、ペットがいるなど密集した避難所ではかえって生活に支障があるという方や、自動車内での避難ということもあるんですが、特にこのコロナの場合強調されているのがエコノミー症候群のリスクがこれまでよりも大きいという点も指摘をされて、このリスクについても重視する必要があるのではないかっていうことも言われています。自宅避難ということが最適なわけでありますが、物資や情報など、この確保に取り残されてしまうという不安があるということも一方ではあるわけでありまして。ここのところでは、その問題解決をぜひいただきたいというふうに思います。

また、発災後に安心して避難生活を過ごすことができる住宅のいち早い確保が必要となります。防災協定で

は、宅地建物取引業協会立川支部との間で被災者への民間賃貸住宅の情報提供等に関する協定が交わされています。これは大事なことだと思います。ただ、災害時に突然これやり出すというのは結構スムーズにいかない可能性もあるのかなっていうふうには思うんですね、特に行政側から見ると。災害時に地域内で適切な借上げ可能な物件を確保するには、自治体が普段からこれを掌握できるような体制が必要なのではないか、平時からの体制が必要なのではないかと思います。

他市では、地元の不動産業者の皆さんの協力を得て、いわゆる高齢者をはじめとした住宅確保困難者のための居住支援協議会というのを日常的にやっております、これがあるから今日どっか空いてるところはないんだろうかみたいなことがあったときに、ああすぐ聞けるから大丈夫ですよ、調べられますよみたいなことができてる自治体なんかこの三多摩あるんですね。そういったことも今後、平時の備えということでは、防災ということだけではないですけど、福祉の観点からも含めて必要なのではないかということも考えていただければというふうに思います。

国も避難所の感染防止対策さらに進める指示を実際に出したところでありますので、さらなる改善をお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 実 川 圭 子 君

○副議長（蜂須賀千雅君） 次に、4番、実川圭子議員を指名いたします。

[4番 実川圭子君 登壇]

○4番（実川圭子君） 議席番号4番、実川圭子です。通告に従い一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症拡大防止策について伺います。

これまで市は19回の市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、福祉施設への助成や市内事業者への支援をはじめ、限られた中でも必要な支援を行ってきました。また、PCR検査センターの開設の準備も進めているところです。

しかし、緊急事態宣言による外出自粛期間が続き、解除後も日々増加する感染者の数字に、多くの方は未知のウイルスに対する恐怖を感じ、行動が委縮してしまったり、何かしらのストレスを感じてるのではないのでしょうか。

テレビや新聞の報道では、東京都や他県の状況あるいは日本全国や世界の感染者の状況を日々伝えていますが、肝腎の一番身近な自治体である市の状況は、これまで多くの議員も質問に取り上げているとおおり、詳細な情報が分かりません。情報がなく不安が増したり、状況もつかめず見えないウイルスに気をつけ続けることは大きなストレスになります。自分が感染源になってはいけないと過度なプレッシャーを感じながら過ごしている方も多くいます。不安な状況ではお互いに不信感を抱いたり、感染者や濃厚接触者を非難するようなことも起きています。市民に対して不安を軽減できるような情報提供が必要と考えて、伺います。

①市内感染者数とPCR検査について。

ア、これまでの市内感染者の公表の在り方について。

イ、PCR検査体制について。

次に、②新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて伺い

ます。

本年6月に新型コロナウイルス感染症対策として厚生労働省から介護サービス事業について報酬の臨時的な取扱いを可能とする通知が出されました。

そこで、ア、厚生労働省からの通知内容について。

イ、市内事業者の実施状況について。

ウ、利用者の負担増になること等についての市の見解について伺います。

次に、2、DVや性暴力の防止及び被害者支援について伺います。

昨年度、私の所属する生活者ネットワークで東京都区部・市部49自治体のセクハラ、DV、性暴力の防止の取組について調査を行いました。DVについては、DV防止法ができて、各自治体一定の取組も進みましたが、そのほかの点でも工夫をしながら取組を進めてる状況が分かりました。一方、市民の目線で見ただけの場合、どの自治体も決して十分な対応が取られているとは言えない状況も見られました。

警察庁の統計によると、昨年1年間で配偶者による殺人事件が未遂も含めて158件にもなります。殺人に至るまでには小さな暴力があると考えられますが、配偶者からの暴力を受けても自分さえ我慢すれば何とかできると誰にも相談しない人は女性で約4割、男性では約7割もいるとの内閣府の調査もあります。そのときに一番身近な自治体である市の対応は非常に重要だと考えます。

そこで、防止、相談、支援に分けてその状況についてお伺いします。

市では現在第三次東大和市男女共同参画推進計画の策定に向けて改定作業を進めているところですが、ぜひそちらにも反映していただきたく、質問をさせていただきます。

①防止のための取組について。

ア、DVや性暴力についての認識を持つための市民への周知は。

イ、中学生へのデートDV防止の対策は。

ウ、小学生や未就学児への被害防止の取組は。

②相談のための取組について。

ア、ワンストップ窓口やDV相談共通シートの利用について。

イ、相談窓口を知らせるためのカードの設置や配布について。

ウ、どのような相談や支援があるのかの周知について。

③支援のための取組について。

ア、当市で行っている支援にはどのようなものがあるか。

イ、他の機関・民間団体との連携は。

ウ、DVや性暴力についての市職員への研修は。

以上でこの場での質問は終わりにさせていただきます。

再質問については自席にて行います。よろしくお願ひいたします。

〔4 番 実川圭子君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長(尾崎保夫君) 初めに、新型コロナウイルス感染症の市内の感染者の公表の在り方についてであります。市では、東京都が都民の皆様への注意喚起を図るため、令和2年4月1日から開始した区市町村別患者数の公表、また7月29日から開始した区市町村別の退院等をされた方の数の公表に併せ、これらの人数について

市公式ホームページ等に掲載し、市民の皆様へお知らせをしております。

東京都は、感染が判明した方の年代や性別等の詳細については、御本人、御家族の人権尊重、個人情報保護の配慮から公表しない方針としており、市への情報提供はありません。

人権尊重、個人情報保護に配慮することは必要ではありますが、市民の皆様への一層の感染拡大防止の注意喚起を図るため、他県などで公表されております患者の年代や性別等の公表を市長会などを通じて東京都に要望しております。

次に、PCR検査体制についてであります。市では、東大和市医師会等と協力し、PCR検査体制の整備として9月16日の開設を予定し、PCRセンター設置の準備を進めております。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いを定めた厚生労働省からの通知内容についてであります。厚生労働省が令和2年6月1日付で発出した通知は、通所介護、通所リハビリテーションなどの通所系サービス及び短期入所生活介護などの短期入所系サービスに係る介護報酬の臨時的な取扱いを定めているものであります。この取扱いは、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から導入されたもので、利用者の同意を条件に、実際に提供したサービスに係る介護報酬について、回数に制限はありますが、2区分上位の報酬区分を算定することなどを認めるものであります。

次に、市内事業者の実施状況についてであります。この臨時的取扱いは介護報酬の算定に関するもので、事業者が利用者の同意を得ることを要件としており、市の許可等は必要としておりません。このため、現時点では臨時的取扱いを行っている事業所は把握しておりません。

なお、この取扱いはケアマネジャーと連携して実施するものであります。市内の数人のケアマネジャーに確認したところ、市内の通所介護事業所については多くの事業所がこの取扱いについて採用または採用のための準備をしているとのことであります。

次に、利用者の負担が増加することなどについての市の見解についてであります。国は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応を適切に評価する観点から、この臨時的取扱いを導入したとしております。

感染症が感染拡大する状況においても、介護サービスの提供を継続する事業者を支援するものであると理解をしております。

なお、この臨時的取扱いは、介護サービスに要する費用が増額したことと同じ効果がありますので、利用者負担額もこれに応じて増加するものであります。事業者は、感染拡大防止措置を講じた上でサービスを提供していることから、利用者にも一定のメリットがあるものとして採用されたものと認識をしております。

次に、DVや性暴力の防止のための取組についてであります。市民への周知につきましては、市公式ホームページに掲載するとともに、公共施設の一部を活用し、DVや性暴力に関する情報の冊子やDV相談広報用携帯カード等を設置しております。

また、毎年11月に国の女性に対する暴力をなくす運動期間中に併せ、横断幕の掲示や1階市民ロビーにおいてパネル展を開催し、周知に努めております。

中学生へのデートDV防止対策及び小学生への被害防止の取組につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

未就学児への被害防止の取組につきましては、担当部長より説明をします。

次に、相談のための取組についてであります。DV被害に関する問合せがあった場合につきましては、つらい被害状況等を何度も聞き取りをすることがないよう、相談等の趣旨を伺い、迅速に必要な支援機関につな

ぐことで問合せた方の負担軽減に努めているところであります。

また、現在支援機関には相談等の趣旨を口頭で伝えていることから、共通シート等は作成しておりません。

次に、相談窓口を知らせるためのカードの設置についてであります。DV相談広報用携帯カードにつきましては、市役所、中央公民館及び中央図書館の女性用トイレのほか、玉川上水駅の女性用公衆トイレに設置することで相談窓口を知る一助となるよう周知に努めております。

次に、相談や支援の方法の周知についてであります。市公式ホームページにおきまして国や東京都の相談窓口を掲載しているほか、国の被害者支援情報のホームページのアドレスを掲載し周知に努めております。

次に、市が行っているDV等の被害者に対する支援についてであります。窓口や電話などで問合せがあった際に適切な支援を行えるよう、東京ウィメンズプラザなど公的な相談支援センターや警察等の関係機関と連携を図ることで支援体制を整えているところであります。

次に、他の機関、民間団体との連携についてであります。これまで民間団体との連携として、民間シェルターの運営を支援してまいりましたが、その民間シェルターから令和2年3月に活動を終了した旨の報告を受けていることから、今後新たな連携について調査・研究してまいります。

次に、市職員への研修についてであります。毎年DVに対する基礎的知識及び窓口における基本対応の徹底を目的に、窓口職員のためのDV基礎知識研修を実施しております。平成31年度につきましては、DV支援業務に携わる公的機関の職員を講師に招いて実務的な研修を行うことで、職員のDVに対する理解や知識の向上に努めたところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、中学生へのデートDV防止の対策についてであります。現在市内の中学校ではデートDV防止を主たる題材にした取組は実施しておりません。

なお、デートDV防止につながる取組として、各学校では人権教育や道徳教育の充実を図っております。これにより、異性を尊重する態度、男女相互の理解と協力の大切さなどについての意識を育むことができると捉えております。

今後も男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女の本質的平等の理念を理解させ、その具現化を図る男女平等教育を推進してまいります。

次に、小学生や未就学児への被害防止の取組についてであります。小学生に対しては、各小学校で毎年実施しているセーフティ教室において、インターネットを通じた性被害の事例を取り上げるなど、被害の未然防止となる取組を行ってまいります。

以上でございます。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 未就学児への被害防止の取組についてであります。幼い子供は、自分では気がつかないうちに性被害を受けていることもあり得ますことから、もしも体を触られたり嫌なことをされたら周りの大人にすぐに話すことが大切ということ、発達段階を踏まえ保護者と協力しながら分かりやすく伝えていく取組が被害防止につながるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（蜂須賀千雅君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時39分 延会